

# 平成 25 年第 2 回長南町議会定例会

議事日程（第 1 号）

平成 25 年 6 月 18 日（火曜日）午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について（委員長報告）
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 報告第 1 号 平成 24 年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 8 請願第 2 号 「国における平成 26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 9 議案第 1 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 2 号 特別職及び一般職の職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 3 号 長南町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 12 議案第 4 号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 5 号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 6 号 長南町町営住宅貸付委員会設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 7 号 団体営土地改良事業（利根里地区）計画変更について
- 日程第 16 議案第 8 号 平成 25 年度長南町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 17 議案第 9 号 平成 25 年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 18 議案第 10 号 平成 25 年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 19 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（14名）

1番	大倉	正幸	君	2番	鈴木	喜市	君
3番	森川	剛典	君	4番	小幡	安信	君
5番	板倉	正勝	君	6番	左	一郎	君
7番	加藤	喜男	君	8番	仁茂田	健一	君

9番	丸	島	な	か	君	10番	松	崎	勲	君	
11番	石	井	正	己	君	12番	丸		敏	光	君
13番	古	市	善	輝	君	14番	松	崎	剛	忠	君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藤	見	昌	弘	君	副町長	葛	岡	郁	男	君	
教育長	片	岡	義	之	君	会計管理者	岩	崎	利	之	君	
総務課長	石	橋	弘	道	君	総務室長	田	中	英	司	君	
企画財政室長兼政策室長	常	泉	秀	雄	君	住民課長	野	口	喜	正	君	
税務住民室長	唐	鎌	幸	雄	君	保健福祉室長	荒	井	清	志	君	
事業課長	麻	生	由	雄	君	産業振興室長	岩	崎		彰	君	
農業推進室長	御	園	生		明	君	地域整備室長	松	坂	和	俊	君
ガス事業室長	墨	田	好	美	君	教育課長	蒔	田	民	之	君	
学校教育室長	浅	生	博	之	君	生涯学習室長	石	野		弘	君	

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田	邊	功	一	書	記	杉	崎	武	人
書	記	片	岡		勤					

---

○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中、ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

会議に入る前に皆様方にお知らせいたします。

千葉県町村議会議長会定例会が去る5月27日に開催され、この定例会において町村議会議員の自治功労表彰が行われ、本町の丸 敏光議員が自治功労特別表彰を受賞されました。

ただいまからこの栄えある表彰の伝達式をとり行います。事務局長に進行させます。

○事務局長（田邊功一君） それでは、議長の命によりまして、進行させていただきます。

この表彰は、町村議会議員として18年以上在職され、地方自治に特に功績があつた方々に贈呈されるものでございます。

恐れ入りますが、丸議員、質問席の前のほうにお進みください。議長さんにおかれましても前のほうにお進みください。

私のほうで表彰状を朗読させていただきますので、丸議員さんは議長さんから表彰状をお受けください。

表彰状。長生郡長南町、丸 敏光様。

あなたは、多年町村議会議員として地方自治振興発展に貢献され、その功績は誠に顕著であります。よって、特別表彰します。

平成25年5月27日。千葉県町村議会議長会長 中村秀美。

おめでとうございます。

それでは、ここで受賞されました丸議員からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○12番（丸 敏光君） それでは、第2回定例会の本会議の前の貴重な時間を割いていただきまして、一言お礼の言葉を申し上げさせていただきます。

ただいま議長さんのほうより冒頭挨拶があつたように、千葉県町村議会議長会の先般の定例会の中で、長南町の私がご推挙されたということで、ただいまその表彰状をいただきました。本当にありがとうございます。これもひとえに、議員の皆様方のご指導とご鞭撻はもとより、町長さん初め町執行部の皆様方のおかげで、自らこの日を迎えることができました。本当にありがとうございました。

もとより、浅才非学な私ではございますけれども、皆さんのおかげでこのような自治功労賞という賞をいただきましたが、残される2年弱の期間は、まだ皆様方のご指導、議員さんのご指導をいただき、ダブりますが、先ほど言ったように、町長さん初め役場皆様方のご指導を仰ぎながら、微力ではございますが、地域、また町のために一生懸命やるつもりでありますので、旧に増しましてのご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。

貴重な時間、このような栄誉ある表彰をいただきまして、本当にありがとうございました。身に余る思いでございますが、今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

○事務局長（田邊功一君） 大変、おめでとうございました。

以上で伝達式を終了いたします。

○議長（松崎 勲君） 開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年第2回定例会を開催いたしましたところ、皆様方には公私ともご多用の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。平成25年度も3カ月が過ぎようとしておりますが、各事務事業等、順調に推移しているところでございます。これもひとえに、皆様方のご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

また、ただいま丸議員におかれましては、町村議会議員として4期を超える18年の長きにわたり、目まぐるしい激動の社会、経済情勢の中、地方自治振興、発展に貢献された功績が認められ、千葉県町村議会自治功労表彰を受賞されましたこと、誠に喜ばしく、心からお祝い申し上げますとともに、今後さらに町政の進展、町民の福祉の増進、一層のご活用を賜りますようお願い申し上げます。

ここで3点ほど、町の活動状況、事務内容などのご報告をさせていただきます。

1点目はイベントの関係ですが、6月14日から17日にかけて山内地先におきまして、ほたる鑑賞会が開催されました。駐車場対策として、町独自に送迎バスを運行し、多くの方に利用していただきました。

入り込み客数は、4日間で2,100人、バスを利用された方は712人でした。

また、23日には、ぐるっと長南花めぐりも予定しているところでございます。

今後ともこうしたイベントを通じまして長南町のよさを味わっていただきたいと考えております。

2点目は中学校の運動会ですが、土曜日実施予定であったものが入梅の影響で延期され、昨日、その合間に縫って無事に終了いたしました。議員の皆様におかれましては、蒸し暑い中、ご参加いただき、1日、本当にご苦労さまでございました。

3点目は、現在調整中でございます平成24年度の各会計の決算状況をご報告させていただきます。

一般会計では、おおむね歳入総額45億4,000万円、歳出総額44億1,000万円、歳入歳出差引額1億3,000万程度となっております。このうち繰越明許費を除いた実質収支は1億100万円程度となる見込みであります。

次に、国民保険特別会計をはじめ5つの特別会計につきましては、合計額で申しますとおおむね歳入総額27億6,300万円、歳出総額26億100万円、歳入歳出差引額は1億6,200万円程度を見込んでおります。また、ガス事業会計では売上高5億1,200万円を見込んでいるところでございます。

さて、本定例会でございますが、報告1件、条例制定3件、条例改正3件、土地改良事業計画変更1件、補正予算3件、人事案件1件の計12件をご提案申し上げております。

議員の皆様方におかれましては、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶にさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

---

## ◎開会の宣告

○議長（松崎 熱君） ただいまから平成25年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時11分）

---

## ◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） 本日の会議を開きます。

---

## ◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

13番 古 市 善 輝 君

14番 松 崎 剛 忠 君

を指名します。

---

## ◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎 勲君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、加藤喜男君。

〔議会運営委員長 加藤喜男君登壇〕

○議会運営委員長（加藤喜男君） ご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は去る6月11日に委員会を開催し、平成25年第2回定例会の議会運営について協議、検討いたしました。

本定例会に付議される事件は、報告1件、条例の制定3件、一部改正3件、計画変更1件、補正予算3件、同意1件の計12議案が提出されているほか、請願が2件議題とされ、また、一般質問を5人の議員が行うことになっております。

当委員会としては、付議案件の内容を慎重に審議した結果、会期は本日18日から20日の3日間とすることに決定いたしました。なお、一般質問については、議案の内容説明終了後、質問順位1番から3番までを18日に行い、質問順位4番から5番を20日に行うこととすることが適当であるとの結論に至りました。

また、一般質問の方法については、件名ごとに一問一答してまいりましたが、今定例会から要旨ごとに一問一答を行うことになりましたのでご報告いたします。詳細な日程等については、お手元に配付いたしました平成25年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松崎 勲君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

---

## ◎会期の決定

○議長（松崎 勲君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日18日から20日の3日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日18日から20日の3日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（松崎 熱君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から報告1件、議案10件、同意1件の送付があり、これを受理しました。なお、受理した議案等についてお手元に配付したとおりです。

次に本日までに受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員の出席を求めるもの、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました平成25年4月分の例月出納検査結果並びに議長が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告は終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（松崎 熱君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） それでは、行政報告を3点ほどさせていただきたいと思います。

まず、1点目は旧米満住宅跡地活用計画についてでございますが、この関係につきましては、人口の減少に歯どめをかけ町を活性化させる施策の一環として、平成21年7月に事業者と協定を交わし、定期借地権付き分譲マンションを建設することで計画を進めてまいりました。先般の第1回定例議会での行政報告では、この8月には販売開始を目指したいとの報告が事業者からあったが、町としては時期的にも猶予できない状況であり、これ以上計画が遅れるようであれば、協定書を破棄し、次の活用方法を考えることを事業者に伝えた旨の報告をさせていただきました。

定例議会終了後、事業者が来庁し、説明を受けたところ、東日本大震災の復興関連事業や大型補正予算により資材費が高騰し、当初計画した販売価格を大きく上回り、長南町での販売には無理があること、また、ゼネコン業者に工事を発注したとしても、着手時期のめどがたたない等の理由により、今この事業に着手することはできないと判断したとのことありました。

以上の理由により、事業者から協定書を破棄したい旨の申し出がありましたので、町といたしましても、これ以上計画を延ばしていくことは得策でないと判断し、4月26日付で協定書を破棄し事業を断念することいたしましたので、ご報告させていただきます。

なお、この事業の計画、推進に当たり、ご協力いただいた米満住宅跡地活用検討委員会の皆様、また現在の豊栄地区の区長さん、代理さんの皆様にも事業の断念についてご報告させていただいたところでございます。

次に、2点目でございますけれども、町の顧問弁護士の変更についてご報告させていただきます。

顧問弁護士につきましては、今まで、第二東京弁護士会に所属する石井元弁護士に平成14年から約11年間の長きにわたり大変お世話になりました。その間、町で発生したさまざまなトラブル、個別事件等に対しまして、法律分野に携わる専門的な知識はもとより、経験豊富な知識と技量で、親切また丁寧かつ迅速に解決してきてくださいました。

今回、石井弁護士のほうから、ご自身が高齢になられたことや健康面の不安から、町に迷惑をかけないようとの配慮から、ご辞退したい旨の申し出がございました。それを受け町といたしましても、引き続き無理にお願いすることはかえってご迷惑になるものと判断し、受け入れたところでございます。

その後、選任作業を進めていく中で、長南町山内出身の山本好生弁護士にお願いしたところ、快く、ぜひ長南町のためにということで快諾をいただきました。

山本弁護士におかれましては、千葉県弁護士会に所属する昭和50年生まれの38歳という若き新進気鋭の敏腕弁護士でございます。今までに債権回収や法令遵守を中心とした金融法務、交通事故など損害賠償の事件などを取り扱い、民事事件、刑事事件、行政事件など多数の難解な事件を経験しており、逆転無罪判決、行政処分取り消し訴訟での勝訴判決などの実績を踏まえております。

今後、町といたしましても、時代の流れによる複雑、高度化する行政問題に的確にきめ細かく対応していくため、また、地域住民の高まる期待と負託に応えるため、山本弁護士に町の顧問弁護士としてお願いすることとなりましたのでご報告いたします。

次に、3点目でございますけれども、東日本大震災被災市町村への派遣職員の継続につきましてご報告させていただきます。

この派遣職員の関係につきましては、昨年の12月から半年間のお約束で、被災市町村、宮城県亘理郡山元町へ、第一人者として小澤元晴副主査を派遣しております。このたび後任として、企画財政室に在籍しております山田 翔主事を6月1日から半年間、11月30日まで派遣を継続するという形で、同じ山元町へ派遣しております。

一昨年の東日本大震災発生日の3月11日から約2年ほど経過しておりますが、被災地においてはいまだ復旧・復興の兆しがままなりません。今後、恐らく未曾有の大規模被災の状況に遭遇した被災市町村においては、長期計画で復興事業を実施していくかなければならないものと認識しております。

そういう中で、被災市町村の実情を十分しんしゃくし、懸命に復旧事業を推進している状況に対して、町としては少しでもお力添えとなるよう、復興事業を円滑に推し進め手助けとなるよう、中長期的に今後も人的支援措置として職員を派遣していきたいと思いますので、ご理解、ご協力をいただきたいと思います。

以上、3点の行政報告をさせていただきました。

○議長（松崎 熱君） これで行政報告は終わりました。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（松崎 熱君） 日程第6、報告第1号 平成24年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本報告の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

〔企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、報告第1号 平成24年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

この繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定によりまして、今年度第1回定例会においてご承認いただいているものでございます。

このたび、地方自治法施行令第146条の規定によりまして、繰越計算書を調整させていただきましたので、ご報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。

まず、5款農林水産業費、1項農業費、農山漁村活性化プロジェクト支援事業につきましては、国・県の補助事業でございます。翌年度繰り越し額は7,447万1,000円、既収入の特定財源はございません。未収入特定財源といたしまして、地元分担金が1,899万1,000円、農業費の国庫補助金3,945万9,000円及び県の補助金715万6,000円でございます。翌年度の繰り越し額から未収入特定財源を差し引いた886万5,000円が一般財源となります。

なお、金額と翌年度繰り越し額との差額153万2,000円は、施工管理業務に係ります前払い金の執行によるものでございます。

本事業につきましては順次執行しており、現在執行率はおおむね8割程度となっております。今後、暗渠排水工事等を行いますが、収穫後の執行を予定しておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費につきましては、国の大型補正に伴います道路修繕事業、道路改良事業、及び橋梁修繕事業でございます。3事業とも既収入の特定財源はございません。未収入特定財源は、土木費国庫補助金の社会資本整備総合補助金並びに公共事業等債でございます。このうち、まず道路修繕事業につきましては、町道蔵持水沼線ほか16路線の舗装修繕でございます。翌年度繰り越し額2億7,790万円、未収入特定財源は、国庫支出金、地方債合わせて2億6,122万5,000円、一般財源は1,667万5,000円でございます。事業の進捗状況は、路面性状の調査及び測量業務につきましては発注済みでございます。

次の道路改良事業でございますが、町道地引八板線の道路改良の事業でございます。翌年度繰越額3,000万円、未収入特定財源は国庫支出金、地方債を合わせて2,800万円、一般財源は200万円でございます。

さらに、橋梁修繕事業でございますが、昭和橋ほか8橋、8つの橋の修繕工事でございます。翌年度繰越額1,000万円、未収入特定財源といたしまして国庫支出金、地方債を合わせまして990万円、一般財源は10万円でございます。

道路改良事業、橋梁修繕事業につきましては、現在のところともに執行には至っておりませんが、今年度上半期の執行に向け準備を進めているところでございます。

最後の7款土木費、5項都市計画費、圏央道開通イベント事業につきましては、圏央道の開通が平成25年度となったため繰り越しをお願いしたものでございます。翌年度繰り越し額100万円、財源といたしましては一

般財源のみでございまして、本事業につきましては執行済みでございます。

以上で報告第1号 平成24年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（松崎 勲君） これで、報告第1号 平成24年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

---

#### ◎請願第1号及び請願第2号の上程、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第7、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書から日程第8、請願第2号 「国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書までを一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号から請願第2号については、会議規則第97条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号から請願第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

請願第1号については採択することに決定いたしました。

これから、請願第2号 「国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号 「国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

請願第2号については採択することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第1号～議案第10号の上程、説明

○議長（松崎 勲君） 日程第9、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてから、日程第18、議案第10号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） それでは、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の制定についてから議案第10号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の制定についてでございますが、公益的法人等への自治体職員の派遣について統一的なルールを定め、派遣の適正化、派遣の手続の透明化、派遣職員に対する身分の取り扱いの明確化を図るとともに、公益的法人等への円滑な事務を実施するための条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第2号 特別職及び一般職の職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定についてでございますが、この条例は、地方公務員の給与の改定に関する取り扱い等について、総務大臣からの要請に基づき、一般職の職員及び特別職の職員の給与について、東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠なことから、一般職の職員の給与等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の特例を定める条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 長南町子ども・子育て会議条例の制定についてでございますが、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付及び養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として施行された子ども・子育て支援法に基づき、長南町子ども・子育て会議を設置する条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第4号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、管理職手当の支給方法について、国及び県に準じて定率制から定額制に変更するための条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第5号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国保事業の財源の根幹となる保険税につきまして、適正な税の確保と負担の公平化を念頭に検討し、さらに平成24年度決算を見込み、予算に計上いたしました現年課税分を確保するため、税率改正をお願いするものでございます。

この改正に当たりまして、今月の10日に開催されました国保運営協議会に諮問いたしましたところ、改正案のとおりご答申いただいたところでございます。

次に、議案第6号 長南町町営住宅貸付委員会設置条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、老朽化が進む町営住宅の今後のあり方について検討していくため、委員会の名称等の条例改正をお願いするものでございます。

次に、議案第7号 団体営土地改良事業（利根里地区）計画変更についてでございますが、長南町坂本地区において、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の採択を受け事業を実施しておりますが、受益予定面積の減少が生じたことにより、土地改良法の規定に基づき、計画概要の変更をお願いするものでございます。

次に、議案第8号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正の内容につきましては、民生費では子ども・子育て支援に関する新たな事業計画の策定を進めるための経費を、衛生費では、風疹流行状況を踏まえ、妊婦への感染の拡大を防止するための経費を、商工費では圏央道の開通に合わせたゴルフ場キャンペーンに要する経費を、教育費では資料館の外壁並びに給食所のトイレの改修にかかる経費をそれぞれお願いするものでございます。

財源につきましては、衛生費県費支出金及び前年度繰越金を充当し編成いたしました。

次に、議案第9号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、平成24年度決算を見る中で、繰越金が見込めたことで、国民健康保険税に繰越金を充てる補正をお願いするものでございます。

次に、議案第10号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、圏央道工事及び関連する調整池造成工事に伴い、町道のつけかえ工事が実施され、農業集落排水施設が仮設配管となっていることから、新設された町道への本設工事施工のための移設補償費、委託料及び工事請負費の追加をお願いするものでございます。

以上、議案第1号から議案第10号までの提案理由を申し上げました。詳細につきましては各担当室長から説明させてですので、よろしくご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終ります。

○議長（松崎 熱君） 暫時休憩します。再開は、10時5分を予定しております。

（午前 9時42分）

---

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時06分）

---

○議長（松崎 熱君） 議案第1号及び議案第2号の内容の説明を求めます。

総務室長、田中英司君。

〔総務室長 田中英司君登壇〕

○総務室長（田中英司君） それでは、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の3ページをお開きください。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を次のように制定するものでございます。

最初に、この条例を制定するまでに至った経緯、制定背景を説明させていただきたいと存じます。

今まで、この公益的法人等への職員の派遣につきましては、1番目として退職して派遣する方法、2つ目として休職して派遣する方法、3番目として職務専念義務の免除で派遣する方法の3つの形態でとり行われてきましたが、本町は従来から職務専念義務免除の形で、社会福祉法人、長南町社会福祉協議会等へ職員を派遣する方法でとり行われてきました。しかしながら、この派遣形態につきましては、平成10年の最高裁判決を受けまして、それをルール化した公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が制定されまして、平成14年から施行されております。

今まで、当町におきましては、この最高裁判決、商工会議所等への民間派遣は、公益性の薄い団体への外部派遣である趣旨であったことから、外部派遣に係る条例制定を見送ってきたところでございます。

そして、この派遣法が制定されてからは、全国的に条例を制定する機運が高まってきたことに伴い、派遣の適正化並びに派遣の手続の明確化、派遣職員に対する身分の取り扱いに関する明確化などを基本骨子とする派遣条例を、今回、新規制定条例という形でお願いするものでございます。

それでは、議案書の見開きの4ページ、5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条の趣旨でございます。第1条では、この条例は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という）、この法律の第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の規定により公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとするという内容の趣旨でございます。

続きまして、第2条につきましては、職員の派遣につきまして、派遣先団体に関する内容を条項の1号から5号でうたっておるものでございます。

この第2条第1項においては、任命権者、法第2条第1項に掲げる団体であって、その業務の全部または一部が町の事務または事業と密接な関連を有するものであり、かつ、町が、その施策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要であるもののうち、規則で定める団体との間の取り決めに基づきまして、その当該団体の業務にその職員として専ら従事させるために職員を派遣することができるということでございます。

この各号に掲げる団体、法で定められておりますものは、一般社団法人、財団法人あるいは地方独立行政法人法に基づく一般地方独立行政法人を指すものでございます。長南町においては、この社会福祉協議会が該当するという内容でございます。

続きまして、この第2号では、この派遣をするものを除く内容を1号から5号でうたっております。派遣できない職員とは、第1号では臨時に任用される職員、第2号においては非常勤職員、第3号においては地方公務員法第22条第1項に規定するいわゆる新規採用の6ヶ月間の見習い期間の条件つき採用の職員、それと第4

号においては町の長南町職員の定数に関する条例で、定年後の職員、それと第5号におきましては地方公務員法第28条第2項の各号に該当して休職されている職員、それと地方公務員法第29条第1項に該当して、停職している職員については派遣の職員とは該当しないという内容をうたっているものでございます。

第3号におきましては、法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とするというものでございます。これについては、先ほどの取り決め書の内容をうたうというような内容で、この掲げる事項というのは、第1号では福利厚生に関する事項、第2号では業務、派遣先の状況の連絡に関する事項というもので第3項で取り決めしているという内容でございます。

第3条につきましては、派遣職員の職務や復帰に関する事項をうたってございます。第3条といたしまして、法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は次に掲げるものとするという形で、1号から7号で列記事項として具体的にお示ししてございます。復帰、派遣先から派遣元へ戻る場合には、第1号で派遣先職員団体での地位を失った場合が第1号、第2号といたしましては派遣職員の職員派遣が法あるいはこの条例の規定に適合しなくなった場合を指してございます。

第3号においては、この派遣職員が前条第1項に規定するいわゆる派遣元と派遣先の取り決めに違反することになった場合が該当となります。

第4号といたしましては、派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号または第3号に該当することとなった場合ということで、これにつきましては、主に免職、休職等を定めた規定を指しております、第2号では主に心身の故障のために職務の遂行に支障があつて、これにたえない場合と指してございます。

第3項は、地方自治法上、前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合の内容を指し示してございます。

第5号、派遣職員が、地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合または水難、火災、その他の災害により生死不明もしくは所在不明となった場合を指してございます。この地方公務員法第28条第2項各号については、それぞれ心身故障のために長期の休養を要する場合、第2号といたしましては、刑事事件に起訴された場合の内容を示してございます。

第6号、派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号または第3号に該当することとなった場合ということで、これにつきましては、地方公務員法第29条につきましては、懲戒関係を定めた規定でございます。第29条第1号につきましては、この法律または条例、地方公共団体規則、その規定に違反した場合を指し示してございます。

第3号につきましては、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合という条項をお示ししてございます。

最後の第7号につきましては、前各号に掲げるもののほか、公務上の必要がある場合、その他任命権者が特に必要がある場合と認める場合という形で、列記事項として示してございます。

続きまして、第4条の派遣職員の給与の支給内容をうたっているものでございます。派遣職員のうち法第6条第2項に規定する業務に従事する者がその職員の派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の100以内を支給することができるというものでございます。

続きまして第5条、これにつきましては職務に復帰した職員に関する長南町一般職の職員の給与等に関する

条例の特例の内容でございます。職員派遣後、職務に復帰した職員に関する長南町一般職の職員の給与等に関する条例第21条第1項の規定の適用については、派遣先団体においてついていた業務、第7条第2項に規定する通勤を含むといったものは公務とみなすということで、これにつきましては、要するに職員が派遣先で、公務上、負傷もしくは病気にかかったり、あるいは通勤により負傷したことが原因で休職になった場合、その休職期間中の給与を全額を支給するという内容でございます。したがいまして、派遣先で、このような状態に陥った場合、派遣元へ復帰することが考えられますので、その場合、その派遣先で仕事をしてきた業務は公務とみなして、休職の期間中の給与の全額は支給するという内容の規定でございます。

続きまして第6条、この内容につきましては派遣職員の復帰時における処遇の内容をうたってございます。派遣職員が、職務に復帰した場合における、その後の職務の級及び号給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において規則で定めるところにより必要な調整を行うことができるものとするという内容でございます。

最後、第7条、報告事項といたしまして、任命権者（町長である任命権者を除く）は、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を町長に報告しなければならないというものでございます。

次、6ページ、最後、附則の関係でございますけれども、この条例は、平成25年7月1日から施行するというものでございます。

以上、この議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきたいと思います。

それでは、引き続きまして、議案第2号 特別職及び一般職の職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定についての内容の説明をさせていただきたいと思います。

恐れ入りますが、議案書7ページをお開きください。

特別職及び一般職の職員の給与等の臨時特例に関する条例を次のように制定するものでございます。

次に、8ページをお願いします。

あわせまして、参考資料の見開きの1ページから4ページをあわせてご覧いただきたいと思います。

まず、最初に、この臨時特例に関する条例の逐条説明に入る前に、参考資料、こちらのほうで概況等の説明をさせていただきたいと思います。

今回、この臨時特例に関する条例、1ページでは簡潔に給与の減額支給措置の実施項目をお示しする参考資料となってございます。この上段の四角で囲った部分、これがこの臨時特例に関する条例を提出するまでに至った経緯でございます。

内容といたしましては、先般、国から防災減災事業や一層の地域経済の活性化といった地域の課題に迅速かつ的確に対応するための当面の対応策として、国の給与減額支給措置を踏まえまして、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請がございました。これにつきましては、具体的にこの参考資料の3ページ、4ページにその内容が、平成25年1月28日付で新藤総務大臣より全国の市町村長宛てに出されている書簡の内容でございます。

この国が掲げる課題は、被災県でもある千葉県にとっても喫緊の課題であり、東日本大震災からの復旧・復興、日本の再生のため国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集することは大いに意義あるものであること

から、以下の給与減額の措置を講ずることとするという内容でございます。

この内容について、特にこの参考資料の3ページをごらんになっていただきたいと思いますけれども、これにつきましては、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、上段の真ん中あたり、各地方公共団体におきまして速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請しますという内容を記載してございます。それと、この3ページの下段に、この要請書の中で、今言った現下の最大の使命である日本の再生に向けて、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策として、平成25年度に限って緊急にお願いするものでありますと。

今後、地方の公務員給与のあり方については、地方の参画も得て検討していきたいというような内容。それで、4ページ目には、この結びとして、こういった東日本国事での災難に日夜当たっておりますけれども、こういった元気な日本の再生に向か、ぜひ協力を、最大の局面を乗り越えたいというような特例中の特例という形での書簡文書で来てございます。

それでは、参考資料の1ページにお戻りになっていただきたいと思います。

まず、1番目にこの支給減額の内容がどういう内容であるかということで、当町においては一般職に対する措置といたしましては、全職員一律1%、これは職員の給料月額、基本給の1%を削減するものでございます。

国においては、既に各階級ごとに3つに区分いたしまして実施されております。国については、新聞紙上等で皆さんご案内のとおり平均7.8%の削減措置を実施しておる最中でございます。国においては、昨年の平成24年4月から来年の3月31日までの2年間ということで、時限的に特例法で実施している最中でございます。

千葉県においては、今月5日開会の6月の県定例議会において提案されまして、削減の内容については国と同様平均7.8%の削減措置、実施期間については、国より遅れること、今提案申し上げる町と同様、来月の7月1日から来年の3月31日まで実施する予定になっており、聞くところによりますと本日18日に採決される見込みであるというふうに伺っております。

今回、この長南町において、削減率の1%を設定した理由でございます。参考資料の2ページをごらんになっていただきたいと思います。

今回、この地方公務員の給与削減の要請に基づく取り組みということとして、まず、この上段の四角に囲まれた部分で、国家公務員の給与減額支給措置に準じた取り組みを要請しますという内容でございます。ただし、各団体においては、一律に現状から平均の7.8%を削減するように求めるものではなくて、各団体において既に行われている給与措置を踏まえた取り組みを求めるというような内容となっております。

したがいまして、この簡易的に図式されたパターン1、パターン2、パターン3というふうにございます。Aについてはラスパイレス指数、Bについては国家公務員が給与改定特例法がなかった場合の指数の数値を示してございます。長南町につきましてはパターン2に該当いたします。もしも国がこの削減措置を実施していなければ、長南町のラスパイレス指数は95%でございます。100%の基準を下回っている数値なんですが、現在、先ほどご案内したとおり2年間の給与の削減措置を実施している最中でございます。したがいまして、この給与特例法による削減期間中であることから、長南町のラスパイレス指数は103%となります。このちょうどパターン2に該当することとなりまして、3ポイントの基準指数を上回る形でございます。今回要請する削減範囲というのは、このAからBに下に向かう矢印の黒い部分を示してございます。それに加えまして、

地方公務員の給与削減の影響額、国で示された地方財政計画に基づきますと、国のはうでは平成25年7月から国家公務員の給与と同様の給与削減を実施することを前提とした地方交付税の削減額では、国で示された金額は約410万円となります。そこで、町の全職員全て1%を削減することによる削減効果は約470万円の試算結果となりまして、この交付税分を補うこととなります。

また、このラスパイレス指数についても目標の取り組み数値の100%近い値になるということで、町といたしましては1%を設定したということでご理解いただきたいと思います。

また、この関係につきましては全国的に話題を呼んでおりまして、喫緊の課題ということで、長生都市でも早くから4月、5月の長生都市の自治研究会、管内7市町村に基づきます各市町村総務課長による出席の会議を重ね、今回国からの異例の要請に基づきます対応協議、会議も重ねてまいったところでございます。

次、お戻りになりまして1ページをごらんになっていただきたいと思います。

一般職に対する措置は1%ですけれども、2番目といたしまして、特別職に対する措置も今回お願ひするものでございます。特別職のこの3役の町長、副町長、教育長に対する削減につきましては、3役一律10%の削減をとり行い、給料月額の10%を削減するものでございます。

国においては、内閣総理大臣においては30%、各國務大臣についてはそれぞれ20%を実施してございます。実施期間については、平成20年4月から来年の3月31日までの2年間で、これまた国家公務員と同様、実施している最中であります。千葉県において、今回、一般職と同様、この定例議会に提案し、千葉県知事においては20%の削減、副知事においてはそれぞれ10%ということで、実施期間は来月7月から来年の3月31日までということで、同様でございます。

続きまして、3番目の実施期間、これは先ほど来申し上げたとおり、来月の7月1日から来年の3月31日までの9カ月間という时限立法での実施期間ということでございます。

最後、4番目の財政効果でございますけれども、一般職につきましては約470万、特別職につきましては240万、合わせまして710万円の削減効果となります。なお、今回の特例条例の提案につきましては、町の、長南町特別職報酬等審議会設置条例というものがございます。この第2条に基づきまして、先月の27日にこの報酬等審議会を開催いたしまして、特別職の給料の額について諮問し、10%の削減措置の実施については適正であるという旨の答申を得ていることを申し添えたいと思います。

それでは、参考資料に基づいての、議案書の8ページにお戻りいただきたいと思います。

タイトルについては、特別職及び一般職の職員の給与等の臨時特例に関する条例の本文説明に移らせていただきたいと思います。

まず、第1条の趣旨でございます。この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえまして、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下、「特例期間」という）における一般職の職員（地方公務員法第3条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ）、及び町長等の特別職の職員の給与について東日本大震災に対処する必要性に鑑み、給与の支給額を減額するため、長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の特例を定めるものとするというものでございます。

続きまして、給与条例の特例ということで、第2条でございます。この特例期間において、給与条例第5条

第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員、これは一般職の行政職給料表1表を受ける職員を示してございます、の支給に当たっては、給料月額の100分の1を乗じて得た額に相当する額を減ずるということで、本来の給料額から100分の1を減ずるという規定をお示ししてございます。

次に、第2項でございます。この関係につきましては、休職者の給与の支給関連を定めた規定でございまして、それぞれこの休職者、いわゆる休んでいる職員の関係の給与の内容を1号から4号まで、それぞれ100分の1を減ずる規定をうたってございます。

第1号につきましては、この給与条例第21条第1項については、公務上の疾病による休職について定めた規定、これについて100分の1を減じますという規定です。

第2号の給与条例、第21条第2項につきましては、これは欠陥性疾患、欠陥で疾患を患つての規定を示しております、第3項については心身の故障による規定を指し示してございます。両者ともこれについては、前項に定める100分の1の額を減じてから100分の80を乗じて得た額を支給するという内容でございます。

第3号については、給与条例の第21条第4項、これにつきましては刑事事件に起訴された場合の休職規定を指し示しており、これにつきましても前項に定める額の100分の1を減じてから、同条第4項の規定によって、指し示す割合を乗じて得た額を指し示しております。

第4条につきましては、給与条例第21条第6項、期末手当を支給できる場合の休職者の給与について定めた規定で、期末手当の額に100分の80を乗じて得た額とするものでございます。

この特例条例第2条第3項につきましては、勤務1時間当たりの単価を定めた額でございまして、この項につきましては基準単価に100分の1を減じた規定をうたっている内容のものでございます。

続きまして第4項、これにつきましては55歳を超える職員に定める減額支給規定を定めたものでございます。この給与条例、附則第30項の規定といいますのは、100分の1.5を減額する規定を指し示しております、その対象職員についてもさらに100分の1の減額をするという規定をうたってございます。また、中段部分につきましては、55歳を超える対象職員が休職になったケース、それにつきましてもこの第2項の各号でそれぞれ当てはまる場合、第4項の規定により読みかえるものでございます。

続きまして、職員の育児休業等に関する条例の特例の第3条関係でございます。これにつきましても、特例期間中、育児に関する部分休業を取得している職員の給与の額についても、職員の育児休業等に関する条例第21条の規定中、給与条例第16条とうたわれている内容の箇所部分につきましては、この特例条例の第2条第3項、勤務1時間当たりの単価を定めた規定、いわゆる100分の1を減ずる規定を引用し、読みかえる規定とする内容のものでございます。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例の第4条関係でございます。前条同様、この特例期間中、介護休暇を取得している職員の給与の額につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第3項の規定中、同条例第16条第1項とうたわれている内容の箇所部分につきましては、この特例条例の第2条第3項の勤務1時間当たりの単価を定めた規定、100分の1を減ずる規定を引用し、読みかえる規定とするものでございます。

次に、長南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例の第5条関係でございます。

特例期間中、派遣職員についても、長南町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の規定中、期

末手当とうたわれている部分以降の部分について、これら給与のうち給料についての部分のみは、特例条例の第2条第1項の規定があるものについては、当該額からこれらの規定により支給するに当たっては減ずることとする額に相当する額、すなわち100分の1の額を減じた額という内容とするものでございます。

続きまして、長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の特例の第6条関係でございます。特例期間中、特別職の職員である町長、副町長の給料月額の支給に当たっては、それぞれ10%を削減するものということで、10ページをごらんいただきたいと思います。それぞれ、町長、副町長とも100分の10を減額するという内容でございます。

この町長の、現在の月額支給金額78万8,000円から10%の金額を差し引きますと、70万9,200円の月額支給となります。副町長につきましては、現在の月額支給金額63万9,000円から10%の金額を差し引いた57万5,100円の月額支給となるところでございます。

次に、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の特例関係の第7条でございます。特例期間中、教育長の月額の支給に当たっても10%の削減をするものでございます。したがいまして、教育長につきましては、現在の月額支給金額57万7,000円から10%の金額を差し引いた51万9,300円の月額支給となります。

次に、端数関係をうたっている第8条でございます。この条例の規定により、給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合においては、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとするという規定でございます。

最後になりますが、附則事項といたしまして、施行につきましては、この条例は平成25年7月1日から施行するという内容でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りましてご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） これで議案第1号及び議案第2号の内容の説明が終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

〔保健福祉室長 荒井清志登壇〕

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第3号 長南町子ども・子育て会議条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

議案書の11ページをお開きください。

議案第3号です。昨年8月、国において子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法及びこれらの関連法が成立しました。俗に子ども・子育て関連3法と言われるもので、この子ども・子育て関連3法の成立により、平成27年度から本格的に子育て支援の新制度が始まり、財源としては、消費税率の引き上げの一部、約7,000億円が投じられることになっています。この新しい支援制度が効果的に機能するため、市町村の実情に合った各市町村ごとの支援事業計画の作成が求められています。

長南町子ども・子育て支援条例は、長南町の支援事業計画の作成に当たり、関係者の意見を聞く場として会議の設置をお願いするものでございます。

それでは、条例の内容の説明に入ります。

12ページをお願いいたします。

第1条、設置ですが、この会議は子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく設置となります。

第2条、所掌事務ですが、この会議は、支援法第77条第1項各号に規定する幼稚園、保育園などの利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定、その他市町村の子ども・子育ての支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項の調査、審議となっております。

第3条、組織ですが、この会議は子供の保護者、児童福祉または学校教育の関係者、学識経験者、町議会議員、事業主及び労働者を代表する者及びその他町長が必要と認める者の中から10人以内で組織いたします。

第4条の委任ですが、委員の任期は2年とします。

以下、5条以下の会長及び副会長、会議、庶務、委任の内容については、他の委員会と同様定番の条文となっておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

13ページをお願いします。

附則の施行期日ですが、この条例は、平成25年7月1日から施行いたします。

本年度は、3回程度の会議を予定しているところでございます。

委員の報酬及び費用弁償ですが、ほかの委員会と同様に会長、半日額4,000円、委員3,500円、費用弁償1,700円の支給をするものとし、この会議条例の制定に伴い、あわせて特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものでございます。

以上、議案第3号 長南町子ども・子育て会議条例の制定についての説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

総務室長、田中英司君。

〔総務室長 田中英司君登壇〕

○総務室長（田中英司君） それでは、議案第4号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の14ページをお開きください。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

次に、15ページとあわせまして、参考資料の5ページをごらんになっていただきたいと思います。

この条例の改正の提出理由ですけれども、今まで管理職手当について、定率制支給であったものを、国・県に準じまして定額制の支給に変更するために一部改正を行うものでございます。

該当する条項は、第20条の2、管理職手当に関する部分でございます。この参考資料の右側、これが現行の管理職手当に定めた文言でございます。管理または監督の職にある者については、その職務の特殊性に基づき、その者の給料月額の100分の100以内において管理者手当を支給するという内容でございます。

改正につきましては、管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき支給するものという内容の一部改正でございます。

この附則事項といたしましては、施行期日といたしまして、この条例は、平成25年7月1日から施行すると

いうものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りましてご可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、唐鎌幸雄君。

〔税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇〕

○税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第5号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の16ページをお開きいただきたいと存じます。新旧対照表につきましては、参考資料の6ページから11ページになります。

国民健康保険税につきましては、課税所得等の決定する時期にあわせまして税率等の見直しをさせていただいているところでございます。特に本年度は、長年の懸案でありました資産割課税を廃止し、所得割、世帯平等割、被保険者均等割の3課税方式に変更させていただくということが大きな改正点であります。

この資産割課税につきましては、従来からいろいろな問題点の指摘がございました。1点目といたしまして、土地建物の固定資産税にのみ着目して賦課しており、金融資産等には賦課されていないこと。2点目といたしまして、住んでいる自治体の固定資産税だけが賦課対象になっていること。3番目といたしまして、相続登記等、名義変更を行っていない固定資産には賦課されないこと。さらに、4点目といたしまして、収益性のない土地建物の固定資産にも賦課することとなること。5点目といたしまして、協会健保等、他の医療保険や後期高齢者医療制度、あるいは介護保険制度には資産割課税がないこと。これらの理由から、県内でも都市部を中心とし、35市町村が資産割課税をしておりません。長生郡内では睦沢町と長南町でした。その睦沢町も本年度から資産割をなくすこととなりました。資産割課税の利点につきましては、景気の動向に左右されにくく、安定的な財源となる点では非常に有益であります。本町におきましてもこの資産割課税を廃止することで、今回、ご提案申し上げるものであります。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

第2条、第4条、第7条、第8条につきましては、国民健康保険被保険者の医療に係ります保険税を算出するための資産割の率等を規定しております条文でございまして、その中の資産割の語句あるいは条文全体の削除をさせていただくものであります。

続きまして、第5条の2の改正でございますが、世帯別平等割額の免税額を規定しております、現行の2万3,000円から2万2,000円に改めさせていただくものでございます。

第2号の規定は、特定世帯に係ります世帯別平等割額の規定であり、通常の世帯の2分の1の額1万1,000円に改め、第3号の規定は、特定継続世帯に係ります規定であり、同じく4分の3の額、1万6,500円に改めさせていただくものでございます。

続きまして、第7条の3の改正でございますが、後期高齢者支援金等に係ります世帯別平等割額の年額を規

定しております、現行の8,800円から7,000円に改めさせていただくものでございます。2号、3号の特定世帯、特定継続世帯につきましても、同じく2分の1の額、3,500円に、4分の3の額、5,250円に、それぞれ改めさせていただくものであります。

続きまして、第9条の3の改正でございますが、介護納付金分課税に係ります世帯別平等割額の年額を規定しております、現行の7,000円から5,000円に改めさせていただくものでございます。

続きまして、21条の改正でございますが、国保税の減額を規定しております。その中の世帯別平等割額の減額規定を改正するものでございます。

第1条は、前年度の所得の合計が33万円以下である低所得者世帯につきまして、本来の額から10分の7を減額します。その額をそれぞれ定めており、それぞれ改めさせていただくものであります。

第2号は、前年度の所得の合計額が33万円に、被保者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない低所得世帯につきまして、10分の5、半額を減額する額を定めております。1号と同じように改めさせていただくものであります。

また、3号につきましては、前年度の所得の合計が33万円に、被保者1人につきまして35万円を加算した額を超えない所得世帯につきまして2割、10分の2を減額します額を定めており、これも同様に改めさせていただくものでございます。

続きまして、附則の説明をさせていただきます。この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するものでございます。また、適用区分ですが、改正後の長南町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、24年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

なお、この改正に当たりまして、6月10日開催の国民健康保険運営協議会に諮問させていただき、ご承認いただきましたことを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第5号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りましてご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は11時15分を予定しています。

（午前11時01分）

---

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

---

○議長（松崎 熱君） 議案第6号の内容の説明を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

[地域整備室長 松坂和俊君登壇]

○地域整備室長（松坂和俊君） それでは、議案第6号 長南町町営住宅貸付委員会設置条例等の一部を改正

する条例の制定につきまして、内容のご説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお開きください。

長南町町営住宅貸付委員会設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

次の20ページをごらんください。

長南町町営住宅貸付委員会設置条例（昭和61年長南町条例第25号）の一部を改正するもので、この改正に伴い、引用する関係条例、長南町町営住宅管理条例（平成9年長南町条例第6号）及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年長南町条例第11号）もあわせ、一部を次のように改正するものでございます。

今回の条例改正につきましては、町営住宅入居者の選考を審議していただいた住宅貸付委員会でございますが、近年入居者が減少傾向にあります、委員会にお願いする案件もないことから、委員会の開催も遠のき、委員会のあり方についてご指摘をいただいたところでございます。これを受けまして、委員会の見直しの検討をしたところでございます。

その結果、委員会本来の入居者の選考に加え、現在の町営住宅は老朽化が進み、今後の町営住宅のあり方を検討していかなければならないことから、今回、委員会の名称の改正も含め一部改正を、また、委員会の名称の改正に伴い、引用する関係条例もあわせて改正をお願いするものでございます。

この内容でございますが、参考資料の12ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

右が現行、左が改正案ということでお願いしたいと思います。一番上の委員会の名称でございますが、長南町町営住宅貸付委員会を管理運営委員会に改めますのは、本来の貸し付けの審議に加え、町営住宅の今後のあり方など管理運営面でもご検討いただくため、名称の改正をお願いするものでございます。

目的の第1条第1項では、今申し上げました委員会の目的のため、町営住宅の貸し付けの公正を図り、使用許可について審議すること、これに町営住宅の今後のあり方について検討することを追加させていただくものでございます。

次に、委員会設置の定義についての第2条第1項では、委員会は町長の諮問に応じ意見を具申するわけでございますが、諮問に応じる項目は、現行は町営住宅の入居者の選考について必要と認める事項、これに町営住宅の今後のあり方を追加するもので、この具申する委員会については、貸付委員会から管理運営委員会にかわるものでございます。

次に、委員会の名称の改正に伴い、引用されている関係条例の一部改正でございますが、次の13ページをごらんいただきたいと思います。

長南町町営住宅管理条例の一部を改正させていただくもので、入居者選考の第8条第4項は、入居者の申し込みをした者が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合、入居者申し込みした者の住宅困窮度の判定基準は、町営住宅貸付委員会の意見を聞いて定めるものですが、委員会の名称を改正させていただくため、町営住宅貸付委員会に改めるものでございます。

続きまして、引用関係条例の改正について、14ページをごらんいただきたいと思います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、委員会の委員長、委員の報酬、費用弁償を支給する条例でございますが、委員会、名称の改正に伴いまして職名を改めるもの

でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年7月1日から施行するものでございます。

以上で議案第6号 長南町町営住宅貸付委員会設置条例等の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。大変雑駁な説明でしたが、ご審議をいただきご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、岩崎 彰君。

[産業振興室長 岩崎 彰君登壇]

○産業振興室長（岩崎 彰君） それでは、議案第7号 団体営土地改良事業（利根里地区）計画変更について、内容のご説明を申し上げます。

議案書の21ページをお開きいただきたいと思います。

団体営土地改良事業として、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、利根里地区の、別紙計画書の概要のとおり変更したいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決をいただくものでございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

計画概要の説明の前に、今までの事業の経過についてご説明させていただきたいと思います。

当地区においては、事業の実施、採択に向けて、土地改良法に基づき、平成21年12月議会におきまして事業計画の概要についての承認をいただいているところでございます。その後、平成23年3月22日には県知事から農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業採択を受けまして、工事等を実施しているところでございます。

今回、計画変更いたします要因でございますが、事業の実施に当たっては、施行区域内の3分の2以上の権利者の同意が得られれば事業を行うことができますので、同意をいただいた土地につきましては既に着手、区画整理の整備をしている状況でございます。未同意の方につきましては、事業を進める中で同意を得る交渉を続けてまいりましたが、地区内の2名の方の同意が得られず、やむを得ずこの2名の方の受益地を地区外とさせていただいたものでございます。このことによりまして、事業採択時の受益面積が9.2ヘクタールでございましたが、2名の方を除いて8.1ヘクタールとなり1.1ヘクタールの減、率にいたしまして12%の減となったものでございます。

基盤整備事業実施要綱に基づき、採択時の受益面積から10%以上の増減が生じた場合は、採択された事業の重要な部分の変更に該当いたしますので、今回、土地改良法に基づき事業計画の変更手続が必要になったものでございます。このことによりまして、計画概要の承認をお願いするものでございます。

それでは、議案の団体営土地改良事業（利根里地区）の計画概要のご説明を申し上げます。

1の目的でございますが、本地区は、谷津田の未整備地区であり、用水源もなく自然水により耕作しているため、用水不足を来しております。よって、本事業により区画整理を行い、あわせて用水源の確保を行うことにより、農地の汎用耕地化、担い手の育成、生活環境の安定性の向上を図ることを目的としております。

2の事業主体は長南町。地区名は利根里地区でございます。この1の目的、2の事業主体及び地区名には変更がございません。

続いて3、受益予定面積ですが、この面積が変更となるものでございます。先ほど申し上げましたとおり、事業採択時の面積は9.2ヘクタールでありましたけれども、地区内の2名の方の合意が得られず、この方々の受益地を地区外にしたことによりまして8.1ヘクタールとなりまして1.1ヘクタールの減でございます。率にいたしますと12%の減となりまして、変更が必要になったものでございます。

地目別では、田の採択面積では9.1ヘクタールでありましたけれども、計画変更で7.7ヘクタール、1.4ヘクタールの減でございます。畑では、採択時は0.1ヘクタール、この計画変更では0.4ヘクタール、0.3ヘクタールの増でございます。

続いて、4の基本計画でございますが、本地区は稻作中心の農業経営であります、区画形状及び暗渠排水や農業施設の未整備により維持管理や農作業の面など不便を来しております。本事業によりまして、区画整理、暗渠排水、用排水路、農道の整備を行うことにより地域の基盤を整備し、農地の汎用化及び農業経営の合理化を図るものでございます。

続いて、表については、主要工事計画でございます。

工事概要は、整地工では面積8.1ヘクタール、これが採択時の面積9.2ヘクタールから1.1ヘクタール減による変更となっております。道路工は、支線道路で幅員5メートル、耕作道路では幅員4メートルでございます。次に、用水路工は、パイプラインとして塩ビ管で直径75ミリから100ミリを使用しております。揚水機場は、作井ポンプで2カ所、排水路工は支線排水路で土造水路、B型柵渠、小排水路では同じくB柵渠、U字溝、450を施工する予定でございます。暗渠排水工では、水田の7.3ヘクタールにコルゲート管50ミリを施工する予定でございます。この主要工事計画では、整地工の面積以外の変更はございません。

次に、5の費用の概算では1億9,600万円を概算事業費として予定しております。

6の施工予定年度は、平成22年度から平成25年度の予定でございます。

5の費用の概算、6の施工予定年度につきましては、事業採択に対して変更はございません。

最後に、7の計画概要図でございますが、次の23ページをごらんいただきたいと思います。利根里地区の計画平面図でございます。

赤色の部分が水田となります。黄色の部分が畑として整備するものでございます。斜線の部分がございますが、土地改良の区域外となる部分でございます。また、青色、水色につきましては排水路の計画でございます。

工事の施工の状況につきましては、先月5月で整地工事が完了し、既に稻の作付が行われております。今年度秋からは暗渠排水工事を施工する予定でおります。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りましてご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第7号の内容の説明は終わりました。

議案第8号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

[企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇]

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案第8号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第1号）の内容の説明を申し上げます。

議案書では24ページになります。

平成25年度長南町一般会計補正予算について。

平成25年度一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出させていただくものでございます。

補正予算書をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度長南町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ793万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,693万2,000円とさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によらせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、議案第3号の子ども・子育て会議条例のご説明にもございましたけれども、現在の次世代育成支援事業計画にかわる事業計画として、子ども・子育て支援事業計画の策定を進めるための経費を計上させていただきました。内容といたしましては、1節長南町子ども・子育て会議の委員報酬10万7,000円と、これに伴います9節費用弁償5万1,000円、13節では、計画策定に当たりましてニーズ調査、アンケート調査でございますが、の委託料84万円、計99万8,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、風疹の流行状況を踏まえまして、特に重い影響を及ぼす可能性のある妊婦への感染の拡大を防止する観点から、予防接種費用の一部を助成する経費を計上させていただきました。内容といたしましては、助成額は1人5,000円、助成人数は160人を見込んでおりまして、13節委託料で70万円、20節扶助費10万円、計80万円の追加をお願いするものでございます。なお、特定財源の40万円は、衛生費県補助金の風疹ワクチン接種緊急補助事業費補助金となっております。補助率は2分の1となっております。

次に、6款商工費、1項商工費、2目観光費では、圏央道開通日の4月27日から7月31日までを実施期間といたします圏央道開通記念長南町ゴルフ場キャンペーンの運営に関する経費を計上させていただきました。内容といたしましては、町内8カ所のゴルフ場で期間中に3回プレーをし、スタンプを3つ集めると長南産米が当たる抽せんに参加できるというものです。当せん賞品は長南産コシヒカリ3キロでございます。各ゴルフ場に200個ずつ計1,600個をお届けするというもので、8節の報償費で160万円、また11節需用費では消耗品並びにポスター等の印刷費用といたしまして40万円、計200万円の追加をお願いするものでございます。

次に、9款教育費、4項社会教育費、3目文化財保護費では、郷土資料館の外側、軒のモルタル壁部分が一部はがれ落ちまして、またそのほかの部分にもひびが入り、さらにはがれ落ちるおそれがあることから、補修の工事費309万8,000円の追加をお願いするものでございます。

また、5項保健体育費、2目給食施設費では、給食所のトイレ改修工事費103万6,000円の追加をお願いする

ものでございます。内容といたしましては、県の学校安全保全課による検査の際に指摘を受けた事項について改善するもので、和式便器から洋式便器への交換、トイレの個室に手洗い器を設置するものでございます。

以上が歳出についてのご説明でございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。7ページにお戻りいただきたいと思います。

まず、15款県支出金の40万円につきましては、特定財源でございますが、歳出の4款のほうでご説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

19款繰越金につきましては一般財源でございます。平成24年度からの繰越金753万2,000円をお願いするものでございます。

なお、9ページでございますけれども、給与費明細につきましては、子ども・子育て会議の委員が新たに設置されることに伴いまして、委員報酬が追加されたことによるものでございます。

以上で議案第8号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第1号）についての内容の説明を終わらせていただきます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議いただきましてご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第8号の内容の説明は終わりました。

議案第9号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、唐鎌幸雄君。

〔税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇〕

○税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第9号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入予算の補正でございますが、第1表、歳入予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げますので、5ページ目をお開きいただきたいと思います。

初めに、10款繰越金からご説明させていただきます。

繰越金につきましては、5,500万の追加をお願いするものでございます。これは、平成24年度の決算を見込む中で、国保税に5,500万を充てさせていただくものでございます。

次に、上段の1款国民健康保険税でございますが、繰越金から充てさせていただく5,500万の減額をお願いするものでございまして、この5,500万を1目の一般被保険者国民健康保険税から減額をさせていただくものでございます。なお、1款の国民健康保険税と10款の繰越金は、それぞれ国民健康保険特別会計の中では、一般財源であることから歳出側の財源更正が生じませんので、本補正予算は歳入のみの補正となりまして、予算総額の12億3,800万円には変動がございません。

以上が議案第9号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議を賜りましてご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第9号の内容の説明は終わりました。

議案第10号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、岩崎 彰君。

[産業振興室長 岩崎 彰君登壇]

○産業振興室長（岩崎 彰君） それでは、議案第10号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,095万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,535万円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出の予算額の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次ページの第1表、歳入歳出予算補正に示させていただいたとおりでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出から説明を申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと思います。

2款事業費、1項1目施設管理費でございますが、補正予算額1,095万円の追加をお願いするものでございます。これは、関原地先において、圏央道工事に伴い町道がつけかえされました。現在では農業集落排水管が仮設の配管の状態となっております。新たにつけかえされました町道に本設するための費用でございまして、13節では委託料95万円、15節工事請負費では1,000万円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページにお戻りいただきたいと思います。

6款諸収入、2項1目雑入でございますが、歳出で説明させていただきました関原地先の圏央道工事に伴う排水管移設補償費1,095万円の追加をお願いするものでございます。これは、歳出で追加補正をお願いいたします委託料工事請負費の全額を補償費としてNEXCO東日本から歳入に受け入れするものでございます。

以上が議案第10号 平成25年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議賜りご可決いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第10号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第10号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第9、議案第1号から日程第18、議案第10号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第1号から日程第18、議案第10号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

暫時休憩します。再開は1時を予定しております。

(午前 11 時 47 分)

---

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 00 分)

---

### ◎一般質問

○議長（松崎 熱君） 日程第19、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんのでご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は5人です。

なお、一般質問につきましては、試行的に一問一答方式により行います。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

本日は質問順位1番から3番までとします。

通告順に発言を許します。

---

### ◇ 大倉正幸君

○議長（松崎 熱君） 初めに、1番、大倉正幸君。

[1番 大倉正幸君質問席]

○1番（大倉正幸君） 議席番号1番の大倉正幸です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

去る4月27日に待望の圏央道、木更津東インターチェンジから東金ジャンクションまでの区間が供用開始となりました。記念すべき供用開始日には、私の回りにも特に用事もないのに圏央道を走ったという人たちが何人もいました。そういう私も我慢できずに、妻と一緒にドライブをしゃれ込みました。結婚後に用事もないのにドライブするなんていうことは恐らく初めてのことです。ちなみに、結婚して24年になりますが。それほどインパクトのある1日であったことは間違いないことだと思います。

今回私は、圏央道を含む本町の道路に関する質問を用意してきましたので、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

1点目は、圏央道附帯工事について伺います。

圏央道を運転していると気づくことがあります。1つは、高滝湖の湖畔に計画されている高滝湖パーキングエリアについてです。本来、供用開始時に完成していたのであろう施設ですが、いまだに工事中です。そのため、海ほたるパーキングエリアまたは市原サービスエリアより東金方面に走りますと、千葉東金道路の野呂パーキングエリアまでの長い区間にパーキングエリアがないという状況が続いております。また、側道周辺の附

帶工事もまだところどころにバリケードが設置されたままになっていたり、作業服を着ている人たちを見かけるようなところも見受けられます。つまり、本線は供用開始に間に合ったけれども、周辺の整備はまだ続いているのではないかと思われますが、そのような状況がいつまで続くのか、全て完了するのはいつごろになるのかお伺いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） それでは、1番、大倉議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

圏央道の関係について幾つか頂戴しておりましたけれども、要旨の高滝パーキングと町道の側道整備の状況についてどうだと、また、いつごろになるんだというようなご趣旨のご質問でございます。

ご答弁申し上げたいと思いますが、地域の念願でありました圏央道の東金から木更津までの42.9キロメートルがご案内のように4月27日に開通となりました。多くの方々が利用されておりますが、高滝湖パーキングエリアはいまだオープンができずに、利用者の方々にご不便をおかけしております。

このパーキングエリアの遅延の原因について申し上げますと、本線からパーキングに接続する道路の橋梁上部工の工事を進めていた請負業者が、開通前の平成24年、去年、24年11月に倒産した。この処理に破産管財人から現場の仮設物等の移動をとめられ工事を進めることができなかつたと、こういうことだと聞いております。

現在、この橋梁の上部工の残工事については、請負業者も決まり工事の準備を進めているところだそうです。この橋梁上部工を早期に完成させた後、さらにその先にあるパーキングエリアの工事を進めていくというふうに伺っております。まだパーキングのオープンについては未定ですが、千葉国道事務所とNEXCO東日本が協力し、一日も早いオープンに向け鋭意工事を進めると聞いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、圏央道の附帯工事の側道整備の状況でございますが、圏央道の開通に向けて非常に厳しい工期の中で本線の本体工事を優先に進めてきたことから、側道、排水施設などの附帯工事が遅れ、地域の皆様には大変ご迷惑をおかけしているところでございます。この附帯工事につきましては、開通後もまだ数カ所で工事が残っているため、工事で使用した道路の舗装補修も含め、今年度中に附帯工事を完了させると千葉国道事務所から聞いております。

町としても、各集落からの要望の洗い出しなどの確認作業を再度行い、取りこぼしのないよう、集落との調整役に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） 町長の答弁の中で、橋梁上部工の請負業者が倒産してしまったということを私は初めて聞いたんですが、そういう理由があつたんだなというふうに感じております。先ほども申しましたが、長い距離にわたってパーキングエリアがないということは、使用者にとって非常に不便な状況だと思いますので、一日も早い完成を願いたいと思います。

そして、ちょっと関連でお聞きしたいことなんですが、先日、町内の橋梁部分の近くのお宅にお邪魔したところ、橋梁部分の橋の継ぎ目が非常にがたんごとんという音が気になります。その家の方に、どうでしょうかという問い合わせをしたところ、若干は気になるが、こちらも協力して譲った土地であり、そういうことも多

少は考えられたので我慢できるレベルですというようなお話をいただきました。町のほうに、開通後、振動とか騒音とかそういう苦情などは、2カ月たった今、来てはいないんでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 大倉議員さんにお答えしたいと思います。

騒音、振動、そういう改善要望といいますか、苦情といいますか、その辺の要望は今のところ来ておりません。

それで、現在、今回約43キロ開通したところですけれども、管理はNEXCO東日本が行っておりまして、具体的には木更津東から茂原長南インターを含めた管理は、東京湾アクアライン管理事務所というのが木更津にございまして、そこが管理をこれからする。その先の東金までにつきましては、市原に場所がある市原管理事務所が管理しておりますので、今後、そういうご要望があれば、そこを通してそういう対策をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） 私、次の矢で、今後苦情がもしあった場合どうするんでしょうという質問をしようかと思っておったんですが、今そういうお話を聞きまして、NEXCO東日本あるいは国道事務所、そういうところが対応してくださるということで、了解しました。

今後、経年劣化によって振動がふえたりとか、あるいは大栄インターの方向に道が延びれば、交通量の増加、それによってまた騒音がふえるとか、そういうことは十分考えられると思いますので、これから推移を見守っていただき、もしも苦情など出た場合は、速やかに対応をお願いしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。2点目として、圏央道での事故対応について伺います。

開通初日にも笠森トンネル付近で車両3台の事故が発生しました。最近ではイノシシと自動車の衝突事故も発生したと聞いております。この先、事故の発生がゼロであるということは残念ながらあり得ませんし、ある程度のスピードが出ておりますので、一旦事故が発生してしまえば大惨事になってしまうリスクを背負っていることも否めません。不幸にも事故が起きてしまった場合、救急車、消防レスキュー車などの出動があるわけですが、地理的に考えますと本町の西消防署からの出動が多くなると思われます。一般道路と違い、閉鎖された道路上での救急活動は時間的に長引いたり、複数台の救急車両が出動しなければならない事態も考えられます。

さて、運悪く同じ時刻に本町内で火事、事故、急病などで救急要請があった場合、睦沢町や長柄町など近隣の消防署からの到着を待たねばなりません。つまり、圏央道の開通に伴い、本町町民の救急サービスの低下が考えられるのではないかというふうに危惧しております。

そのことについて、町長はどうお考えになっているのかお伺いします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 高速道路の災害時の西消防署の対応ということでお答えしたいと思います。

消防業務につきましては、長生郡市広域市町村圏組合消防本部で事務を取り扱っていることから、その対応について確認いたしましたところ、圏央道木更津インター、東インターから、松尾横芝インター間における関

係市、すなわち3市でございますけれども、千葉市、木更津市、市原市及び一部事務組合の3組合、すなわち山武郡市広域行政組合、佐倉市・八街市・酒々井町消防組合、それに長生郡市広域市町村圏組合において、消防組織法第39条の規定により、圏央道及びその施設における消防に関する相互応援について、圏央道の開通に合わせて4月に首都圏中央連絡自動車道消防総合応援協定書を締結しております。長生広域消防本部の担当路線区域は、外回りの茂原北インターから市原鶴舞インターの区間と、内回りの茂原長南インターから東金インター区間となっております。

このことにより、西消防署からの出動回数の増加が予想されますが、長生郡市広域市町村圏組合の圏域という立場から出動する形となりますので、西消防署が手薄になった場合は、消防本部、各消防署がそれぞれカバーに回ることとなります。町民不利益というようなことに直接つながるようなことは、現時点ではないのではないかと、そのように思っております。また、広域消防本部では、今後、事故災害の増加に備え、特殊車両の増強や高速道路の災害救急対応の専属専門チームなどを含めたさらなる消防体制の充実強化などに努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） この質問は広域市町村圏に関する問題だとは思っておりましたが、あえて、長南町に不利益が来るのではないかということで、この場で質問させていただきました。4月にその組合を立ち上げてくださって、もう会議を開いているということを聞いて、ひとつ安心した気持ちでございます。事故はないにこしたことはありませんが、もし起こってしまったときには迅速な対応をお願いしたいと思います。

次に移ります。長生グリーライン及び長南バイパスについて伺います。

現在、茂原長南インター・チェンジへの進入路は千田交差点だけです。反対方向の坂本地先では、高架の工事が進んでいる様子が見受けられます。現在は、睦沢町、一宮町方面へ行く自動車も千田交差点に出てからそちらの方面へ車を向けなければならないという非常に不便な状況であり、そのことが国道409号線の朝夕の混雑につながってしまっています。早期に長生グリーラインの全線開通が待たれると思います。

また、長南バイパスにつきましては、近いところでは平成23年9月議会において加藤議員が質問され、その答弁は、グリーンライン優先だが、長南バイパスについても県へ働きかけていくと、そういうことでした。

圏央道開通の今、交通事情の変化を鑑み、早期の事業決定を県のほうへ強く訴えるべきだと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） それでは、3点目の長生グリーラインと長南バイパスについてどうなっておるかということで、今後の見通しということでございますけれども、お答えしたいと思います。

まず、長生グリーラインについては、1期工区の事業は千田交差点から広域農道まで、茂原地先になりますけれども、7.2キロが工事をするということに1期の工区としてなっているわけでございますが、今ご案内のように、千葉県が工事を担当しております。そして、圏央道に今回合わせて、ご質問にもございましたように、千田の交差点からインターまで700メートルだけが供用開始になりました。

そして、今現状としては、用地買収の済んでいる長南工区の3.3キロについて、坂本地先の橋梁の上部工の

工事をしているわけでございますが、あの現場を見ますと着々と工事が進められていると、このように思われますが、また後ほど話しますけれども、茂原工区につきましては、ですから坂本から、長南境から茂原ということですけれども、用地買収に向け調査測量を進めているというふうに聞いております。骨格道路の圏央道が開通したことから、千葉県は長生グリーラインを圏央道の整備効果を地域に波及させる重要な路線と位置づけ、早期の完成を目指すと聞いております。また、目指しております。

この道路は多くの経費と年数を要することから、今後はこの整備を進めていく中で、主要な道路との接続により段階的に整備効果が出るよう、町としてもさらに要望を続けてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、長南バイパスの関係ですけれども、現在はご承知のとおり事業が休止状態になっております。事業主体の千葉県ですが、長生土木が事務を担当しておりますけれども、長南バイパスは地域によって重要なことはよく理解しております。圏央道のアクセス道路として、また長生グリーラインのアクセス道路として必要なことは理解しておりますけれども、長生グリーラインを優先に整備を進めている中で、長南バイパスも同時に整備を進めることは財政的に困難であるということは言っております。

今後、圏央道の開通により、町の市街地が渋滞するようであれば、渋滞対策として長南バイパスの整備を検討するとも聞いております。長南バイパスは町の活性化に欠かすことのできない道路であるため、今後も県に働きかけを続けてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） 長生グリーラインについてですが、茂原ではいまだに用地買収の段階だということですが、長南工区だけでも開通させるというようなことはできないのかどうかお伺いします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 長南工区だけを開通させるということは、坂本のほうへ向かってどこかへおろさなければ開通になりませんから、そういう意味だと思います。

そうしますと、今検討されていることです。県の出先で検討されていることです、長生土木、利根里のほうから行った、環状線に坂本のあそこでぶつかりますね、小学校の下で。あの周辺にグリーンラインがおりられるようにするようなことを長生土木では絵を描いています。それで、絵を描いていればと思って県のほうへ行ってちょっと偉い人に、部長に言ったら、まだ聞いていないよということでしたから、この間、上じや知らないぞということで、もう少し時間をくださいというようなことで、そういうことを検討はいたしております。と申すのは、やっぱり茂原大多喜線、要するに茂原地先まで330メートル、そこはちょっとつながるのに時間がかかると思うんです。ですから、そういったことで、長生土木そのものを検討してくれていますが、町としても、もし込むようなことがあってもいけないし、そういうことでお願いをしております。

今後の成り行きによって、さらに強力にお願いをしていきたいと、こんなふうに現時点では考えています。

○議長（松崎 熱君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） そうなると、次に、もしおろせるんだつたらいつごろになるでしょうかとお聞きしたかったんですが、今のお話ですとまだ検討段階ということで、最短でいつごろかというようなところはおわかり

になるんでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） これは担当が答えることも非常に難しいと思いますから、二、三日前に実は出先の長生土木ですけれども、長南町のいろいろな事業箇所の説明に来ました。総額で8億幾らだったかの説明を副町長以下、担当で受けましたけれども、その際に、大体あなたたちは上へ上がってないぞと、この間、部長に聞いたら部長は余りいい返事をしなかった、だけんがあなた方に赤恥をかかせるような、知らないとは言わなかつたけんが、あの様子は知らないぞと、何とか早く上へ持つてくれと、実は二、三日前にお願いしたのが事実なんです。直接お願いしたのは。やっている、やっていると言うから、もう上に行つていてるものだったけれども、部長が知らないというから、それで二、三日前に、ちょっとお願ひしたと。

じゃ、いつごろになるんだということでございますが、私が今、町民の方、これは議事録に載つてしまうといかがかと思います、場合によつては削除してもらうかもしれませんけれども、茂原大多喜線、茂原地先、向こうへつながつて茂原大多喜線、あれへつながるまで云々と言われると、僕の生きているうちはどうかなというような言い方をしています、私は。非常に年数はかかると思います。茂原のほうも、大変な時間、用地がまとまりさえすれば、これはもうすぐやると思いますが、地元がやっぱり大変だろうということで、時間が相当かかると。

それと、見合せた場合、もしそこへおろすということになった場合に、長南町の場合はそうではない、用地のご協力をいただけると思いますけれども、もう一点あるんですよね。実は、環状線がありますね、県の環状線というのが。そうすると、一番茂原大多喜線に近いほうのあの橋や何かは改良しましたけれども、あの手前が法華、長南町との境界の間でまだ改良ができていない。あるいは、こっちのほうも大下のところ、まだやっていますから、ああいったものが完了する、3年や4年かかると思います。

そういうものの等々を見合せていくと、やはり早く四、五年、5年はかかるんではないかと、これは私の感じたままですけれども、ですから余り参考にならないと思いますけれども、藤見の感じとしてはそんなふうに感じます。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） わかりました。なるべく早く坂本地先におりられる方向で、ぜひ県のほうに働きかけをお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。次に、国道409号線の交差点改良について伺います。

先ほどの質問のとおり、圏央道の出口が現在のところ千田交差点しかありません。圏央道開通後は、曜日を問わざ朝夕には国道409号の混雑が見受けられます。これは車両通過台数の測定結果とか実際の数値に基づいた上の話ではありませんが、たまたま私の自宅が千田交差点とJA長南の交差点の中間にありますので実感として非常に感じているところであります。しかしながらこの実感は100%当たつてると確信しております。

さて、そのJA長南前の交差点ですが、以前から変形交差点、道路幅員の狭さ、そして小・中学生の通学路など複合した問題を抱え、国道については道路幅員拡大、歩道整備の計画もあるはずで、以前にも先輩議員からの鋭い質問があつたと記憶しております。

先般、交差点に面する現在廃業しているガソリンスタンドのオーナーと話をする機会がありました。オーナ

一いわく、交差点付近の問題は重々承知しておりますと。もし希望であれば、旧店舗を含む交差点の角地一切を払い下げても構わないというありがたいお言葉を頂戴しました。その部分を使わせていただければ、変形した交差点から直行した交差点への改良が見えてきます。

国道と県道の接続という厄介な問題だとは思いますが、交通量が増加した今、ぜひ実現したい改良工事と思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 次に、409号線のJA長南支所の前の交差点の関係でございますけれども、この関係につきましては、国道409号線につきましては圏央道の開通やグリーンラインの整備による交通量の増加が見込まれることから、県道長柄大多喜線とあわせ、関係団体を通じ千葉県に歩道整備の要望を続けてまいりました。特に、千田交差点からJA長南までは圏央道開通により交通量が増加しており、自転車通学の生徒や歩行者が危険にさらされている現状から、歩道設置などの整備が急務となっております。道路管理者の長生土木事務所との協議では、要望路線の中では一定の整備効果が出る延長区間で、用地がまとまれば予算要求し、事業化が可能だと聞いております。用地がまとまるということは、地権者全員の同意を意味するのですが、これから道路整備の実施に向けては、厳しい予算の中で、用地の確保ができなければ事業化につなげられないといつても過言ではございません。

今回の交差点改良についても、地元地権者の協力が不可欠なことから、町と地元と協議する中で、地元で推進委員会のようなものを立ち上げていただき、事業用地の地権者全員の同意書を添えて県に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） 実は、この質問をつくるに当たりまして、事業課のほうに、給田の交差点の改良工事、今事業をしている最中だと思いますが、その辺のところを聞きに伺いました。

そこでは、県への要望書は平成16年に出されているということで、恐らくこれも完成までは10年以上のスパンが必要なんだろうなということを思っているところですが、私の質問にも、町長の答弁にもあるように、小・中学生の通学路であると、また、大型車両が非常に多く今走っている状況だということを鑑みまして、ぜひ早い時期に工事が進めばいいなというふうに考えます。

また、地元の協力がということでございますので、私は地元議員としてこの辺に力を入れてまいりたいと思いますので、また、この質問に関しては近いうちに出させていただけるかもしれませんけれども、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） また近いうちに質問するということでございますけれども、私のほうで2点ほど、ちょっとあれします。

給田の十字路の話が出ましたけれども、あれは要望書を本当に話して、たしか今年度で事業が完了する事業計画でした、たしかそうだと思いますけれども、今年あたり終わることになるんですが、たしか14億ぐらいかかっているということであったんですが、それが、県が着手をしてくれましたけれども、用地がまとまらないと、売った方も譲ってくれた方もいます、まだちょっと家をどけなくちゃならない方もいらっしゃいます。ま

だ移転工事等をやっているわけなんです。ですから、同意書が出て、要望書が出ていても、実際に一步踏み込みと、地権者、権利者が判を押さないというのが一つの例なんです。

それと、もう一点、大倉議員さんの動向をちょっとと言っちゃ悪いんですが、あそこの歩道も交差点の前に、千田T字路からこちらへ歩道整備をしましょうと思って、3年、2年ぐらい前まで県のほうへ非常にお願いしたんですが、あらゆる手を使いました、議長会だとかあるいは自民党だとか、そういったものを使って要望したんですが、あそこも残念なことに用地がうんと言わない人がいて、工事ができないでいるというふうに、これは二、三日前、長生土木のほうへ、あそこはどうなっているんだと言ったら、いや、用地がまとまっていますんというようなことでしたから、いずれにしても用地がまとまれば、これは県はこんなに強いものは私もありませんから、まとまったということで、ですからいろんな要望をしていく際には、権利者の同意書までもつてつけて、これだぞと、やってちょうだい、やれるんだよというような体制をつくる。

それには、先ほどおっしゃったように、地元でつくっていただくものとするならば、進めるような協議をする団体をつくっていただいて、その中でその人たちが先頭になって同意書、これはもちろん町もお手伝いさせていただきますけれども、土地の同意書までいただいて、ひとつ事業化に一緒になって進めていくことが一番だと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） わかりました。用地確保が先ということですので、その辺のところを前向きに進めていきたいと思います。

最後の質問になりましたが、町内各地の道路に施工されているのり面保護の劣化対応について伺います。

切り通しなどののり面にモルタル吹きつけなどの崩落防止の措置を見かけますが、よく見ると経年劣化によって亀裂の入っているところや、樹木が生えてきてしまい、その樹木の力でモルタルが割れているところなどが見られます。

山梨県で起きた中央高速道路のトンネル内の天井崩落の事故が記憶に新しいところですが、建造物あるいは建築物はつくったからおしまいではなく、当然ながらメンテナンスが必要であると考えます。のり面保護は、危険だらうと思われる場所に先手を打って対策を施しているのであって、そこが劣化や自然の力で崩れてしまっては、何のための崩落防止対策なのかわかりません。

町として、そのような事態の把握はされているのか、また、その対応はどのように考えているのか、町長のお考えを伺います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） お答えします。

のり面の保護、そのメンテナンス、今後の修繕計画ということでございます。

初めに町内の道路のり面保護工についてお答えさせていただきますと、本町の場合、のり面保護工としてモルタル吹きつけ工と、厚い層、厚層機材吹きつけ工の2種類に分類されております。当初はモルタル吹きつけ工が主流でしたが、環境問題が重視され、緑化可能な工法へと変化してきました。施工実績については、モルタル吹きつけ工は町道27路線中、およそ110カ所でモルタル吹きつけを施工しております。厚層機材吹きつけ工は3路線に8カ所ほど施工されています。また、この施工されている箇所の約9割が1、2級の町道で

ございます。

道路維持管理の対象としては、主に舗装あるいは橋梁、トンネル、擁壁、のり面等がありますが、この整備された構造物は高度経済成長期に建設されたものが多く、耐用年数やトンネル天井崩落事故の要因などによる社会的な背景から、今後も維持管理がますます重要と考えております。

本町においては、平成22年度に橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、橋梁を計画的に修繕することで長寿命化を図り、トータル的コスト削減による経済的な維持管理方法に着手したところです。

ご質問にあります道路のり面工のメンテナンスは、道路本来の機能や防災・減災の観点から、利用者の安全を確保するために重要であることから、限られた予算の中で施設の点検及びその結果に基づく修繕計画を早期に作成していかなければならぬと承知しております。

山間部での特有であるトンネル、擁壁、のり面など多くの施設を適切に維持管理するには時間と費用が必要となることから、計画策定までの期間は道路パトロールによる点検で施設の状況監視、危険箇所が発見された場合には補修を行うなど適切に管理を行ってまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松崎 熱君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） 計画策定をしてくださるということですが、樹木はもちろん年々大きくなっています。中には、水抜き穴から直接木が生えてきてしまったりというような部分もあります。亀裂には凍害、凍ったときにはもちろん水の容積はふえますから、寒いとき、水が凍ればその部分ははがれやすくなる。大雨が降ればやはり崩落の危険があるということで、これは早期に対応していただきたいと思うのですが、計画策定をするというのは、それはいつごろまでにやつてくださるんでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 大倉議員さんにお答えしたいと思います。

今、社会資本整備というかインフラ整備は、今町長のほうからお話があったように、舗装から橋梁工、またトンネル、擁壁等がかなり多くございまして、橋については平成21年度に橋梁点検をして、22年度に修繕計画を策定して、今その修繕計画に基づいて橋の整備のほうを進めております。

次にうちのほうが考えておりますのは、トンネルを、今現在の計画ですと平成26年度、来年度に点検を予定しております。その点検によって、当然修繕計画を立てるわけなんですが、その後のり面についても予定を立てていますけれども、財政との協議で進めていきたいと思っておりますので、具体的に何年からとは申し上げられない状況ですので、そういうたった数多い中で優先順位でやっていますので、その辺の理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） わかりましたが、やはりこれも通学路等の問題もあると思いますので、早急な対策をお願いしたいと思います。

若干時間が早いんですが、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松崎 熱君） これで1番、大倉正幸君の一般質問を終わりました。

暫時休憩します。再開は2時10分を予定しております。

(午後 1時48分)

---

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

---

### ◇ 板倉正勝君

○議長（松崎 熱君） 一般質問を続けます。

次に、5番、板倉正勝君。

[5番 板倉正勝君質問席]

○5番（板倉正勝君） 5番、板倉正勝。議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

件名として、職員人事について、また、要件では人事異動についての質問になります。

今までの役場の職員さん、また、中では大分、課長さんにしてはでんと構えて対応していたような感じがします。また、職員についてはもう少し活気があって、全て皆さんに住民の方に対応していたんじやなかろうかという感じが、私も20年、30年、役場にちよこちよこたまに足を向けてきたときに、そういう感じがするので、今回こういう質問になりましたけれども、時代が変わりましたので、多少は違うんじやないのかなというのを思いますが、今、役場の職員でも、中には鬱病だといろいろなことをたまに聞くことがあります。

そういう中では、人事異動はどのようにされているのかということでお聞きしたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 5番、板倉議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

職員人事、要旨として異動についてということでございますけれども、お答えしたいと思います。

職員の人事異動につきましては、毎年、4月1日に長南町第4次定員適正化計画の中で、退職者、新規職員の採用に伴いまして職員人事配置を実施しております。人事異動の目的は、能力の開発、職場環境の変化による労働意欲の向上、職員の組み合わせによる効率的な業務遂行力の向上、人心刷新あるいは後継者の育成、人脈の形成などさまざまな項目を掲げることができます。異動した職員の感じ方はさまざま、プラスに前向きになろうとする者、あるいはマイナス面が生ずる場面もあるかと思います。

しかしながら、町長としてあるいはトップとしての基本的な理念は、役所の業務はどこで仕事をしても、全て町民の社会福祉の向上に通ずるものと考えております。すなわち、ずっと同じ部署では仕事に対する固定観念が生じマンネリ化するなど、自分の能力の向上の妨げとなる場合もあるので、人事異動を契機に自分自身の能力開発のチャンスが与えられたと考えるべきものと判断します。また、前任者と違うやり方で仕事の改善につながるケースも多々あります。

私は、確かに適材適所を基本に人事異動をすべきものと考えていますが、これから行政の多様化、専門化時代の到来に備え、豊富な経験知識を持ち合わせた多様型職員の育成や専門職の職員養成といった、スペシャリストの育成の必要性も非常に大事であると考えております。

また、時としては、万が一鬱病に陥った職員に対しては、産業医などによるメンタルヘルスケアを充実させ、早期改善に努めていく職場環境の向上を推進していきます。

職場、役場組織も民間会社と同様、組織で運営されていますので、人間関係を大事にして組織として構成される、人と人のつながりを基礎として、町民にとって行政サービスが十分に行き届くように考え、時には英断を下す最善の人事配置をしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 熱君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今の答弁はすばらしい答弁をしたと思います。最高の形のつくり方だと思いますけれども、実際に行われているのはどうなのかなと。口で言ることは、すばらしいことは幾らでも言えますけれども、実際に異動となるとこれは大変なことだと思いますけれども、民間であれば実際に適材適所、本当に適材適所の人間の配置をしなければマイナスで、もう企業はやっていけません。役場であると皆さんのが税金をいただいているから、このくらいの問題でもいいのかなと私は考えますけれども、実際にもう少し、人事に関しては幹部職員だとか、そういう人たちにも相談しながら、自分の下で働きやすいような人材も備えていくという形もどうなのかな、また、若手で新規採用になった人は何年ぐらいは1つの部署に入れて、何年間ずつで異動して、全ての役場の業務を与えて、その中で、その中間で、ある程度自分には一番適した課なのかというのを見出していくのもまた上司の役だと思うんですよ。それじゃなければ鬱病になったりというのも減ってくるんじゃないのかなと。

中間の年代の人から上の人になると、ちょうどそういう専門的に自分の強い仕事ができるというところを見出しても、1人半ぐらいの仕事はできるんじゃないのかと、下手すれば、できなければ2人いても1人分の仕事はできない。役場に行っても、たまに会合がありますと、7時、8時になんでも何人かぱつぱつと残業をやっている人がおります。その中でもやっぱり上司がある程度わかっていて、これはこうなんだよと、すぐにも指導ができる、ある程度早くできれば仕事も先に出るのが早いんじやなかろうかと、そういったように見えますけれども、今、誰が人事をやって責任を持ってやっているのか、副町長に今回、答弁をお願いします。

○議長（松崎 熱君） 副町長、葛岡郁男君。

○副町長（葛岡郁男君） 人事の異動ということで、私もこういう立場になつてもう3年になるわけでありますけれども、実質的に人事異動にかかわったのは2回ということになろうかと思います。

私自身が役場から上がった人ではありませんので、むしろ民間では十数年いましたので、そういう感覚では板倉議員さんが言われるような感覚は持っております。持っているつもりであります。しかし、行政の中で今までの先輩の培ってきた職員人事といいますか、そういう中でのものも大事にする、一つは年功序列も今でも残っているのかなというふうに思います。

今、再質問の中で、適材適所という面ではまさに民間企業ではそうだろうと思います。ただ、今日町長から答弁がありますように、どこの部署に行っても、あるいはその部署に行って成果がたまたま自分としては不適切だと思われていても、そこに行くことによってまた新たなものを発見し、伸ばせるものが出てくる、生まれてくるというケースもあるのかなというふうに思いますが、私としてはこの2回の人事の関係では、過去の経歴等も調査し見る中で、管理者においては、少なくともその部署で多少なりとも経験がある者に向けてきたつ

もりでございますし、また、新規に新たなところで取り組んでいただくケースも出てくる。

しかし、町長も言ってくれていますように、どこの部署でもと、非常に仕事の範囲が広がってきておりまして、必ずしも得意とする分野だけでとどまるということも厳しいのかなと。しかも、こここのところ採用を減らす、あわせて職員を全体的に減らしていく計画の中で、仕事は決して減っていないという状況が出てきておるわけです。

こういうときこそ大きな改革も必要かなというふうに思います、藤見町長の4期目に当たっては、大課制の中での制度がしかれて、その中で葛岡が少し注意しながら見てくれよということも伺ってきたところでございますけれども、少ない中でも大課制で、いわゆる職員同士の助け合いの中で、その課での助け合いの中でまず職務を務めていただきたい、結果がいい成果が出るように努めていただきたいということでございます。

私としては、一人一人十分に見る目がないのも残念でありますけれども、多少なりとも職員の中の総務課の課長あたりとはいいろいろ聞く中でも取り組んできたところであります。

しかしながら、先ほども議員さんから出ましたけれども、鬱というような病気も、これ非常に今、産業医を迎えてそういう面を一生懸命取り組んでおるところでございますけれども、置かれた状況が幾つか何点か重なるとそういうあれも発生しやすいということを聞いておりますので、早い時点での手当てをしていくという面では、現在、今、先生の取り組み方針に沿って総務課等も取り組んでいる状況でございます。

特に新規採用の関係については、なかなか適材適所は見つからないわけであります、少なくとも面接の時点では多少なり活発かなと、その辺のある程度の見きわめはつくのかなと思いますし、このところ新規採用ではいわゆる特別職等が出ておりで、事務職には限らないので、その部署に当然当てはめていくということになろうかと思います。

今後、事務職等につきましては、やはり十分なすばらしい人材を採用する中で、町として求めている人材を確保、採用していきたいなというふうに思います。

中間層の関係では、できれば4年とか5年とか部署にいたら次にかわって、幾つかの部署をやはり回ってもらう中で、さらに伸ばせる人材を育成していかなければいいのかな、そんな考えを持っているところでございます。

答弁にならないかもしれませんけれども、私のちょっと思っているところを申し上げさせていただきました。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） よく副町長の考えはわかりました。

それで、今、役場の中でも年功序列というのは副町長も口に出ましたけれども、年功序列で上の役に上がっていくというのも一つの考え方かもしれませんけれども、やっぱり判断力のない人が上に上がっていっても、何にもならないと思うんですよね。下がぐずぐずやっていても、じゃ、どうしますかと、最終的には町長が、こうだったらこうやれよと言って判断をする前に、上司であれば課長さん、室長さんぐらいになれば、ある程度の自分の判断力を持って、町長、副町長に、こういった形でこういうふうに私は決めましたよというような形も言っていたらどうなのかなと。今は何か知りませんけれども、室長さん方にもそういう傾向がかなり私は見えると思います。判断力の欠けている人がいっぱいいると思います。やっぱり、自分が責任を負って上の椅子に座っているんだから、それだけの決断力を持って、即、早い判断力を持ってやっていっていただきたいと思います。

それと、あとは技術職員についてなんですかけれども、今の役場の中でも結構みんな管理費だとか委託管理で、大分予算がとられていますけれども、そういったところで一般職だけじゃなくて、コンピュータ関係に詳しい人とか、そういう者である程度やつたらそういう経費も削減できるんじゃなかろうかと、新規採用の中でもそういった者も少しあるかと、職員数に採用の中の人数的なところに入れていたらどうなのかなと考えておられますけれども、まずそれについて、あるかないかぐらいを、町長、お願ひします、すみません。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、板倉議員さんがおっしゃっていることは、私とすれば、ふだん職員に言えない、たまには俺は言われたよという職員がいるかもしれないけれども、今回の板倉議員さんの質問の要旨を聞いていて、職員、こっちにいる職員ですよ、どきっとしている者もおると思います。

私がふだん何を考えているか、私の顔つきを見て仕事のできる者が何人いるか、これが大事だ。これは二、三人しかいません、残念だけれども。一々副町長あるいは誰々、指示をもらわないとできない者が多いわけです。本当は、板倉議員さんも社長経験をされていますので、誰かに任せられる、間違いないという者が欲しいわけですから、残念なことにそこまで、今まで私は長くお世話になっていますけれども、職員の養成ができなかったことは反省をいたします。

ただ、本当は職員も、一番、私は職員で必要なことは、人との和です。人の足を引っ張るようなことをするのが、これが一番困ります。私にも町民の声が入ってきます。先ほど副町長が申し上げましたように、定期異動については99%、私の前に来る段階で人事はできている。そのかわり、人事に入る際に、これはこうだよ、これはこうだよというのは、藤見と葛岡は少し長くい過ぎるぞ、分けろよというようなことは副町長には言いますけれども、二、三言って、あと全ては出てきたものを見せていただいて、ひどいものでなければ、例えば一時期の人事異動でも二、三直せば関の山でございます。そういったふうに人事というものは、やっぱりふだん職員と一緒にになっている総務課長、あるいは副町長や何かに適切に処理していただいて、私が最後の決断をするというのが一つの手法だと思って、私はその手法でやらせていただいている。

また、いろいろとご指摘いただいているようなことも残念なことに、これは私の責任ですけれども、痛切に感じているところでございます。

それと、先ほど、専門的な職員ということでございました。ただ、今、コンピュータ関係のようなことをおっしゃられましたけれども、実は今日は、今回の定例会の最後にも職員の採用の関係で、また皆さんにご報告いたそうかと思っておりますけれども、今回は今板倉議員さんがおっしゃっていたことと違いますけれども、土木関係の事業関係の職員を探してこいと、藤見、お前、直接足を運んで頼んでこられないかというようなことも言われました。しかし、私はそれをよしとしていません。というのは、今、全て専門高校を出た、土木部職員だと言っていますから、土木技術を持った専門高校を出た職員がほかでも立派にやっているんです。土木でもつていけないような、もっと重要な仕事をやっていますから、ですから、技術者としてお願ひをしても、採用した者が事務というか、いろんな計画の面でも、そういったすばらしい能力を、ほかの人とちょっと違うような能力を持っていますので、そういう使い方もしているというような、いろいろあるということで、土木の技術者は、あれとあれなんかはそうじゃないかと。だから、土木というふうに限定しないでいいんじゃないかというようなことを、今日、昼休みに総務のほうと話し合いをしたんですけども、いずれにしても、専門

的、これからはもう専門的なことも必要なんです。ですけれども、先ほども言ったように、本当に心です、心2人でやっても3人分の仕事、3人でやつたら4人分の仕事をするんだというような、常にそういった気持ちで連係プレーをしてくれる人が、仕事をしたらどんな仕事でも、誰でもこなせるというのが職場でございます。

そういうことで、131人ほど今職員を預かっていますけれども、特別な技術職を除いては非常に苦慮する中で人事をやらせていただいているということを十分ご理解願うと同時に、今までご質問の要旨で言われたいろいろなことについては、今後大いに参考にさせていただきたいと、このように考えますので、よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今、町長の言葉を聞いて、ちょっと厳しい言葉を発言されたなとは思いますけれども、また、職員さんにしてはひとつ自信を持って、胸を張ってやっていっていただきたいと思います。

では、これでこの職員人事については終わりにさせていただきます。

次に、件名、米満住宅跡地について。要旨で今後の計画についてですけれども、町長のほうから行政報告で4月26日に中止ということになりましたけれども、この後、計画について、前回私一般質問もやらせていただきましたけれども、私はマンション計画というのを反対のほうでしたので、ちょうどいい格好になってくれましたけれども、この後どんな計画でいるのか、今後のことについてちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 2点目の住宅跡地の関係で、今後の計画についてということでございますが、けさほども行政報告でお話し申し上げましたとおり、かねてから計画しておりましたマンション計画は断念することといたしました。

お尋ねの今後の計画でございますが、従来の計画では比較的若い世帯を対象としたものでございました。したがいまして、これから利用計画としても、若者の流出を防ぎ、かつ町外から若者世代の皆様に対しても魅力ある豊かな暮らしをつくり出すものとなるような住宅用地として整備していくことがよりよい活用方法ではないかと考えております。魅力あるものとする具体的な施策につきましては、先進地自治体の状況を調査するとともに、実施する施策が少しでも町財政に有利なものになるよう、関係機関にも紹介し進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） まだはつきりしたような計画はないような答弁ですけれども、何でもたたき台として分譲にするとか、何かしらの案を先につくっていただいたほうがいいんじやなかろうかと思いますけれども、それに対してたたき台をつくっていただければ、そこの中で協議しながら、どういった形がいいんだろうというのであると思うんですけれども、これは早急にすぐ計画を立てていただいて、早く町長が現職で元気のあるときにやっていただきたいと私は思っていますけれども、何か少しでもお考えがあればよろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） お答えします。

実はまだ全然表にも出せない、また、私にも、じゃ、こういうふうにしようというものは、投げたものが返

ってきていませんけれども、私が投げた一例を申し上げます。

用地はただよろしい、水道とガス工事は一切やってやれと。それで条件をつけて、こういう者に来てくれという条件でやれと、そういう条件を、どこにもないようなことを指示して進めろと言つたけれども、まだ皆さん、関係課でいろいろ協議しますけれども、私のところにはまだ返ってきていないということで、もうそのくらい思い切ったことをしろと、もう21年だったと思うんです、たしかこのマンションは。本当に3年ちょっと、4年近く、これは大変なことをしたと思います、私としては。

地元のほうへ行って、こういうわけでできなくなりました、今後の使い方にいてはこういうふうにしますと、今後検討させてくださいということで、住宅だけの了解は得ておりますけれども、今のことについては、地元の方にもまだ全然お話ができるような形でないんですけども、私としては、よっぽど思い切ったことをして、条件をつけて、それで今後来ていただくような一つの住宅地として使っていくということで、既に投げてはございますけれども、まだその辺が返ってこないというのが実情でございます。

そういうことで、できるだけ早い時期に、また地域の方々とご相談できるような形をとっていきたいと、このように思います。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今の町長の考え方の答弁はよく、大体察しありますけれども、じゃ、回りの執行部が、考え方が遅いと……

[「そんなことない」と言う人あり]

○5番（板倉正勝君） そんなことはないですか。一応、米満住宅の跡地についてもマンションが建つということと道路も広げたし、そこまでお金をかけているんだから、早急な処置をしていただいて、人口の減る中で少しでも食いとめる、そういう施策を早く考えていただきたい。

それと、今までの議員さんといいますか、議員さんの中でも又富住宅地の販売ができないからということで云々と考えもあるみたいでけれども、それはそれ、これはこれという形で、もう今日は傍聴に来ている方も何か賛成の委員さんだったそうですけれども、それはもう古い考えは切り捨てて、新しい考えで先へ出ていただきたないと、早急な判断で計画を立てていただきたいと思います。

では、これは……

○議長（松崎 勲君） これは要望でいいですか。

○5番（板倉正勝君） 要望でいいです。

じゃ、次へ行かせていただきます。

件名、圈央道について。要旨で開通後の関係集落との調整についてですけれども、私のほうも少しかかわって、境界問題とかほかの細かいことがありますけれども、担当課のほうではどのような苦情、要望がまだ上がって来て、どの程度、済んでいるのかちょっとそこを聞きたいと思います。

すみません、一応、その開通の調整についての質問をお願いします。

○議長（松崎 勲君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 板倉議員さんにお答えさせていただきます。

附帯工事の進捗なんですけれども、まず茂原長南インターから茂原寄りの4工区、NEXCO工区につきま

しては、平成24年度をもってほぼ工事はおおむね完了しておると思っております。

ただ、今回補正でお願いしております関原の農集の工事、町ガス一緒にやるんですけども、そのぐらいの補修工事がまだ残っております。若干、あと舗装修繕が残っておりますような状態です。

茂原インターから木更津方面に5工区、千葉国道事務所が先行した箇所については、地区でいいますと5地区ぐらいありますと、工事の件数にすれば何十本ということで、調整池の回りの舗装新設だとか、大分ボリューム的にはまだたくさん残っております。

そういう状況の中で、一応工事のほうは今年度をもって完了させたいということになっておりますので、また、その辺は地元要望の取りこぼしのないように調整していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今、室長のほうから答弁がございましたけれども、あとは今日、予算書の中でも、ちょっと舗装の件で予算がついていましたよね。あれもやっぱり圏央道で壊したりして、ある程度の修繕工事だと思うんですけども、仮に町でもっと予算をもってやるのか、ましてそれを、じゃ、きちっとして千葉国のはうに予算を計上してはつきりもらえるのか、もらえないのか、そういうところが、ただ、町の予算でやっちゃうものなのか、一応立てかえてやって、その後向こうに請求するのか、ちょっと。

○議長（松崎 勲君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） お答えしたいと思います。

舗装修繕につきましては、町の圏央道関係の修繕ということで、2億以上の要望を出してございます。

今回、大型補正の関係の修繕も、重複しておる路線がございます。整備の方針といたしましては、千葉国、圏央道側は主に集落で、工事車両関係で傷めた道路につきましては、集落道についてはおおむねやってくれる予定でございます。ただ、幹線道路につきましては、予算の関係もございまして、これから詰めていかなくてはなりませんけれども、大型補正と圏央道側、すり合わせて、その協議をこれから詰めていくというような状況でございます。

どちらを優先させるというか、国のはうの大型補正の関係は、採択要件として40%のひび割れ率とかと、大分採択要件が厳しくて、よほど舗装が傷んでいないと、その施工ができないような採択要件になっておりますので、それ以外の路線について、なるべく圏央道側に要望して整備を進めていきたいとは思っております。

そういう状況の中ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 室長の話だとちょっと弱いような答弁で、国交省でもNEXCOにでも、もう少し強く、どうしてもやってもらわなきゃいけないというような形で願っていかなければ、やってもらわなければというような考えに、私なんかにすると見受けられますけれども、どうしてもやってくれというぐらいの気持ちでやってもらわないと、町の予算でやったからいいというものじゃないと思うんですよ。もう少し気持ちを前に出して、NEXCOでも何でも、予算がない、予算がないでみんな断られちゃうと思いますので、もう少し厳しく当た

って、余計に予算をもらえるぐらいの気持ちでやっていかないと、これはみんな町で負担しちゃうのかなという気持ちがありますけれども、最後に一言だけお願いします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 質問者は向こうのほうへ答弁をしてもらいたいようですけれども、基本的なことですから私のほうからしたいと思いますけれども、板倉議員さんがふだんやられていることは、工事をやったと、工事をやった箇所を埋める穴は国が負担すべきじゃないかというふうに、逆に何か職員が注意をされたというようなことも職員から聞いております。

ですから、板倉議員さんの姿勢というものは、今ちょっと発言されていましたけれども、常にそういうふうに考えているんだということで、私もいつも感銘しているわけでございますけれども、私としては、はっきりしたほうが、ここで板倉議員さんもよろしいということでございますから申し上げますけれども、いずれにいたしましても、問題の箇所は幾つもあるあるかと思います。傷んだ路線等についてあるいは修繕をしなければならないところはあるんですけども、その箇所を全て洗い出して、町でつかんでいるものは全部出して、とくと向き合います。向き合ってどういうふうにしてくれるかということで、これは今まで担当がやっている段階では、全て向こうの責任でやるということになっていますけれども、一筆もいただいているわけではないんです。ただ、協定書も何も結んでない、話し合いの状況を私は報告を受けているだけですから、私としても、最後でございますので、その辺のしっかりとしたものと双方で確認し合いたいと、こう考えております。

ただ、ここでどうしても皆さんに了解いただきたいことは、どんな事業をやっても必ず、言葉が適当でないかもしれませんけれども、私がよく使う言葉ですから、その辺は勘弁してもらいたいんですが、落とし子があると。例えば、土地改良事業をやった場合、道路が1本挟んで川が1本あって、向こうの集落とこちらの集落で、両方が圃場整備をやりましたけれども、河川にかかる橋は圃場整備じゃできない、事業採択できないというときには、これは町が単独で橋をつくるなければ双方の農地がつながらないですから、それを私は、言葉は悪いけれども落とし子と言っているんですが、必ずいろんな事業をやった場合に、町が最後は尻拭い、整理をして住民に地域の方々にご迷惑のかからないような処理をしなければならない。そういうことは、今後、よく皆さんと協議しながらしっかりと町が単独でもやらせていただくことがあるんだということだけは、ぜひご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松崎 熱君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） よくわかりました。もうこの辺で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松崎 熱君） これで5番、板倉正勝君の一般質問を終わりました。

暫時休憩します。再開は3時10分を予定しております。

（午後 2時49分）

---

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時10分）

---

## ◇ 丸 島 な か 君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

9番、丸島なか君。

[9番 丸島なか君質問席]

○9番（丸島なか君） 9番の丸島なかでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の期日前投票について、宣誓書の事前配布についてお伺いをいたします。

平成15年12月施行の公職選挙法の一部改正により、期日前投票制度が創設されました。これにより、今までの不在者投票制度が改められ、選挙期日前の投票手続の簡素化が図られまして、投票しやすくなつたことで利用者もふえております。

各自治体では、投票率の向上のための取り組みを行っております。それは、期日前投票に必要な宣誓書を入場券の裏面に印刷して郵送し、投票者は事前に氏名や住所、生年月日、理由を記入し、投票所に持参すれば期日前投票ができるようにしていることです。これは、障害者や高齢者の方など字を書くのに時間がかかる方や、人前で字を書くのが苦手な方などに配慮することで、投票しやすい環境をつくることを目的に実施しているものです。このことについては、平成23年6月に一般質問をさせていただきました。答弁として、宣誓書の取り扱いについては、利便性の向上、改善にかかるコストなどを考慮しながら、今後検討いたしますとのことででしたが、その後2年が経過いたしましたが、どのような検討をされたのかお伺いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、石橋弘道君。

○選挙管理委員会書記長（石橋弘道君） 長南町選挙管理委員会委員長にかわりまして、書記長であります私のほうからお答えをさせていただきます。

丸島議員さんのおっしゃられたとおり、期日前投票につきましては、平成15年の公職選挙法の改正により、これまでの不在者投票制度のうち要件を緩和する形で設けられた制度でございまして、最近の選挙では、投票者総数の約11%、約10人に1人が利用されている本町の状況でございます。

このような状況を踏まえまして、町選挙管理委員会では、有権者の利便性を図るため宣誓書を自宅で記入できるよう、入場券の裏側に宣誓書の様式を印刷する方法を十分検討いたしました。しかし、用紙が小さくて、署名するのに非常に、年配の方ですと都合が悪い、書きづらいということで断念をいたしました。

また、用紙が小さいということであれば大きくしたらいんじやないかということも考えられますけれども、現在の入場券につきましては、コスト削減という形ではがき1枚に4名の入場券がついている状況です。それを宣誓書のために大きくするということは、またコスト削減に逆行するという形になりますので、いずれにしましても入場券の裏側に宣誓書を兼ねるということは断念いたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

入場整理券ですけれども、今のご説明にあったように、今まで1世帯4人、まとめて1枚の用紙に各家庭に

郵送されてきているのが実情ですけれども、各町村に聞きますと、その裏側に1人ないし2人に宣誓書を印刷してやっているところもあるということはお聞きしておりますけれども、今、石橋課長さんがおっしゃられましたように、大変コストがかかり、かえってお金がかかるようなふうになると思いますので、町のホームページに宣誓書を張りつけていただきまして、ダウンロードできるようにしていただければ、そういうのも解消できるかなと。用紙も大きくなりますし、そういうことはいかがでしょうか。お願いたします。

○議長（松崎 勲君） 選挙管理委員会書記長、石橋弘道君。

○選挙管理委員会書記長（石橋弘道君） 実は、3月の千葉県知事選挙から、長南町のホームページからこの宣誓書につきましてはダウンロードできる形をとっていたんでございますけれども、周知不足ということで、利用者は少なかったということございます。ですから、前回の知事選から実施はしているということでございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） せっかく町のホームページからダウンロードできるようにしていただいていても、やはり周知徹底がなされなければ町民の皆様にはわからないわけですので、どのようにこれから周知をしていくのか、この周知方法についてお伺いさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） 選挙管理委員会書記長、石橋弘道君。

○選挙管理委員会書記長（石橋弘道君） ホームページをごらんになっている方はご存じの方が多いかと思いますけれども、そうでない方のために、とりあえず広報手段としては、町の広報、この7月の参議院選挙に当たりましては、7月1日に出します広報7月号に載せて周知をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

常にパソコンを使っている方はそれでよろしいかとも思いますけれども、高齢者のみのお宅だとか、こういうものが苦手な方については、やはりダウンロードできない、またはパソコンがなかつたりという、そういうご家庭に関しては、やはり広報だけだと見逃しやすいといいますか、宣誓書を事前に役場とか保健センターとか公民館とか、そういう窓口に設置を、皆さん、町民の方たちがよく利用されるそういう場所の窓口に設置するという、そういう方法はいかがなものでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 選挙管理委員会書記長、石橋弘道君。

○選挙管理委員会書記長（石橋弘道君） ダウンロードできる用紙でございますので、有権者の利便性を考えれば、そういった町民の集まる町の施設の窓口に置くことは前向きに検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） どうかこの手続変更を成功させていただきまして、リラックスしてスムーズに投票ができるように、また、投票しやすくなれば投票率も上がるのではないかと思いますので、対応をよろしくお願いたいと思います。

以上でこの質問は終了させていただきます。

次に、2点目の風疹予防対策について、対象者の予防接種についてお伺いをさせていただきます。

昨年から風疹が流行しており、今年は昨年を上回る早さで発生しております。特に首都圏での発生が多く、国立感染症研究所は4月9日に、年始から3月までに全国2,903人に上り、2月後半から毎週300人を超えると発表しておりました。今後さらなる感染が拡大される可能性が高くなっています。

今日、昼間のニュースをちょっと見ましたら、1万人を超えたとのそういうニュースをやっておりました。傾向として、患者は20代から40代の男性に多く、女性では20代の方の割合が高くなっています。妊娠予定の方、これまで風疹予防接種を受けたことのない方、抗体がない方については、特にご主人やお子さんからの家族感染に注意が必要とのことです。特に、妊婦が感染すると、胎児が難聴や心疾患、白内障、発達の遅れなどの先天性風疹症候群になる可能性があるということです。現在、千葉県では、493名、また長生管内では2人の方がかかっておりました。

このような状況の中、先日、千葉県は5月から予防接種助成制度を導入する自治体を対象に助成額の一部を助成することになりました、また、県内では独自に予防接種費用の助成を実施している自治体もあります。

町内で対象の人数は何人ぐらいなのか、また、周知方法についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 丸島議員の質問にお答えしたいと思います。

風疹の予防対策ということで、対象者等についての質問をいただきました。

対象者は、20代から40代の男女のうち妊娠を予定している者、または希望している女性と妊娠している女性の夫となります。長南町の20代から40代の女性の人口は1,268名です。おおむねこの人数が対象者となります。20代から40代の男性の人口は1,385名となります。妊婦の夫が条件になりますので、年間出生数を考えますと、30名程度が対象者となる見込みであります。

今後どういうふうに進めるかということですが、先ほども質問の用紙の中にございましたけれども、県で助成事業として実施されるということで、医師会、あるいは関係の町村といろいろと協議をする中で、4月にさかのぼって、受けられた方には後で現物給付、お金を給付するというような形でやらせていただくということで、事業計画を今回の補正でもお願いしているところでございます。

ただ、今、昼夜みのことを言っておりましたけれども、たしかあれは1万102人でした。私も見ていました。それで、3,500何ぼがそれだけふえたということで、非常な勢いで伸びておるということでございます。当長生管内では2人だということで非常にあれなんですが、ただ、私としては、けさも担当課長とあれしたんですが、実は子宮頸がんの関係で、昨日、町が助成し、国が挙げてやろうじゃないかということで、町もたしか国に先駆けてやらせていただいたわけでございますけれども、何かちょっとふぐあいが出たということで、昨日、担当のほうから私のほうへちょっと声がかかりましたので、無理やりに勧めるなど、問題があるというふうに厚生省のほうでおっしゃっているということでございますから、今、町のほうでは関係者、母親とかいろいろな方々に再度お話を理解をいただいているのが実情なようです。

そういうことで、国が勧めるからといって、けさもこの風疹、果たして何か出ないだろうなというようなことも実は心配したわけなんです。

そういうことで、非常に、国でやっておることだし県も助成すると、あるいは周りの町村、医師会といろいろ協議する中で積極的に取り組んでいきたいと、こんなことで予算にも盛らせていただいているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

対象者の兄弟、また妊婦の夫、子供及び同居家族について、家族接種、今、町長さんのほうから子宮頸がんのお話がちょっとありましたけれども、こういうことについてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（松崎 熱君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、丸島議員さんにお答えします。

家族接種についてということでございます。

妊婦さんを家、家族ぐるみで風疹から守ってあげよう、生まれてくる新しい家族を守ってあげようとする気持ちは非常に大切なことだと思います。とはいえ、補助対象者もどこかで線引きが必要というふうに考えます。補助対象とならない家族については、妊婦さんとの接触を避けるか、実費で風疹ワクチンの接種を受けていただきたいと存じております。

ただ、じゃ、どういった方が家族の中で必要かといいますと、20歳以上50歳未満の妊婦の父親、あるいは同じく20歳から50歳未満の妊婦の男の兄弟が同居する場合というような形になりますので、非常に少ないケースであるかなと思います。妊婦さんの親だというと、大体50歳以上という形になりますが、そうした方については、私も55歳でそうなんですが、調査した結果、ほとんどの50歳以上の方は免疫を持っているという形になりますので、そういう方は必要ない。あと、自分の兄弟と結婚してから同居している、あと、ご主人の兄弟と同居しているという数はさほど多くはないというふうに考えますので、非常に少ないケースであると想定はしております。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

対象者の確認なんですかけれども、20代から50歳未満の未婚女性と20歳代前の既婚者で出産希望の方は対象にならないのか、これはいかがでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） まず、20歳から50歳未満の未婚の女性ですが、先ほど町長からも説明があつたとおり、今回の対象は20歳から50歳未満の妊娠を予定または希望している女性となりますので、結婚している、結婚していないは関係ありませんので、これは対象となっていきます。

もう一つ、20歳前の結婚されている方で、要は20歳に到達しない18歳とか19歳の方なんでしょうけれども、結婚して出産を希望している方という形になりますが、この20歳に到達する前の女性、男性に限らずほとんどの方が1歳と6歳の間で、ほとんどの方が風疹ワクチンの接種をしている世代でございますので、接種は不要というふうになりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） じゃ、20歳前の人で、妊娠されている方がもしいたら、この人たちはもう受けているということでお断りしてよろしいでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） そのとおりです。ただ、まれに小さいころ1歳に1回、6歳に1回、2回風疹ワクチンを受けることでこの世代というのは抗体をつくっておりますが、中には受けるときに風邪を引いたとか、そういったことがある人が中にはごくまれにおるかもしれません。そういったときは、お医者さんに自分が抗体を持っているかどうか、本当に心配であれば調査をして、もし抗体がないよということであれば、対象とはなりませんが、実費で受けていただくことをお勧めしております。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、現在、学校での風疹予防接種の状況をちょっとお聞かせいただければ。学校ないしそれ以下でもよろしいです。

○議長（松崎 熱君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） 先ほどちょっと触れましたけれども、20歳以下の世代については風疹の予防接種が徹底されております。1歳と6歳で受けますので、小・中学生に関してはほぼ100%の抗体を持っているということですので、そういった、別に受けましょうとかというような指導というのは、小さいころにもう受けちゃっておるので、こういった心配はないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、医師会との協議が済んでいるということですけれども、こちらは80万の予算で160人分ですか、先ほど何かちょっと説明がございましたけれども、ワクチンの在庫とか、もっとそれ以上ふえた場合に、ワクチンの在庫とかは十分あるのかどうなのか、その辺は、すぐ行って接種してもらえるのかどうなのか。

○議長（松崎 熱君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） お答えします。

まず、医師会との協議が済んでいるというお話をありましたけれども、まず、医師会との協議が済んでいるのは、現物給付についての協議が済んでいるということで、この現物給付が何かといいますと、接種をする人が、補助額5,000円となりますけれども、補助額5,000円を除いた金額を医療機関で支払う場合というような、接種する人に便宜を図った方式を、医師会と協議が済んでいるということで、あともう一つ、ワクチンの在庫は十分かということなんですが、今の水準、流行が続き、接種する人が増加すると、この夏ごろには不足が生じるんではないかという報道がされております。

長生郡医師会へは、長生管内の市町村の連名で、優先順位の配慮、あとワクチンの……、ちょっと表現が非常に言いづらいんですが、ワクチンの買いだめによる品不足にならないようお願いする準備を進めているところ

ろです。今のところは、まだ十分なワクチンの数はあるというふうに聞いています。このまま流行が続くと、ふえると、夏ごろにはというふうなことを聞いております。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、接種に当たっての注意点等、何かございましたら。

○議長（松崎 熱君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） 先ほど町長も申しましたけれども、予防接種、人の体に針を刺す行為ですので、どんな、予防接種に100%安全なものはありません。何かしらのリスクが多少生じますので、その辺は十分理解を得た上で接種してくださいという形になります。

今回のワクチンの一番注意しなければならないのは、妊婦さんには接種ができません。したがいまして、妊娠の有無は確実に、ご本人になりますけれども、要は妊娠しているか、していないかの有無は、本当に慎重に調べて、それからの接種が一番の注意点であるというふうに考えます。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、対象者、未婚女性でも対象になるということと、今回の対象年齢の女性が任意接種だったために、また、男性においては未接種のため、接種に当たっての注意点、病院の予約が必要なことなどきめ細かな情報発信をしていく必要があると思いますが、ご見解をお示しいただければありがたいです。

○議長（松崎 熱君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） この件については、広報ちょうなん6月号とホームページへの掲載も既にしてあるところです。先週の金曜日、14日になりますが、対象者は女性になりますが、全てに詳しい内容を、町でつくったチラシと、あと接種できる医療機関のリストを送付させていただいたところです。その中には、何かあつたら町のほうにご連絡くださいとか、そういういた文書もつけておりますので、それで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

何かあれば、結局こちらのほうにも責任がかかるてくるという、そういう部分でもございますので、何もないというのが一番いいことなんですけれども、赤ちゃんやお母さんの命と健康を守るため、また、ひいては町民の皆様の健康を守るためにも、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

丁重なる答弁、本当にありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松崎 熱君） これで9番、丸島なか君の一般質問を終わりました。

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日19日は議案調査等のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

明日19日は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） なお、20日は議事の都合により、特に午前10時に繰り下げる会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時40分）